

平成25年第2回涌谷町議会定例会（第2日）

平成25年3月8日（金曜日）

議事日程（第2号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 一般質問

1. 議案第 1 号 涌谷町議会委員会条例の一部を改正する条例案の提出について

1. 議案第 2 号 涌谷町議会会議規則の一部を改正する規則案の提出について

1. 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

1. 同意第 2 号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について

1. 同意第 3 号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について

1. 同意第 4 号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について

1. 同意第 5 号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について

1. 議案第 7 号 涌谷町自治体間交流の協定等に係る議決等に関する条例

1. 議案第 8 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

1. 議案第 9 号 涌谷町庁舎建設基金条例

1. 議案第10号 涌谷町健康と福祉の丘設置条例の一部を改正する条例

1. 議案第11号 涌谷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第12号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1. 議案第13号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例

1. 議案第14号 涌谷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

1. 議案第15号 涌谷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

1. 議案第16号 涌谷町都市公園条例の一部を改正する条例

1. 議案第17号 涌谷町高齢者・障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

1. 議案第18号 涌谷町下水道条例の一部を改正する条例

1. 議案第19号 涌谷町道路の構造の技術的基準を定める条例

1. 議案第20号 涌谷町高齢者・障害者等の移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例

1. 議案第21号 涌谷町町営住宅条例の一部を改正する条例

1. 議案第22号 涌谷町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例
1. 延会について
1. 延 会

午前10時開会

出席議員（15名）

1番	大友啓一君	2番	只野順君
3番	後藤洋一君	4番	久勉君
5番	杉浦謙一君	6番	大平義孝君
7番	伊藤雅一君	8番	門田善則君
9番	鈴木英雅君	10番	木村正義君
11番	長崎達雄君	12番	加藤紀君
13番	大橋信夫君	14番	大泉治君
15番	遠藤积雄君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	安部周治君	副町長	菅原孝治君
総務課長 兼参事	城口貴志生君	総務課長 兼危機管理室長	小島昭君
企画財政課長 兼参事	高橋宏明君	町民税務課長 兼参事	佐々木忠弘君
町民医療福祉センター 副センター長兼 健康福祉課長	佐々木敏雄君	町民医療福祉センター 総務管理課長	浅野孝典君
町民医療福祉センター 健康福祉課 技術参事	久道光子君	産業振興課長 兼商工観光室長	村上芳行君
建設水道課長 兼参事	平塚盛茂君	建設水道課長 兼統括主幹	安田富夫君
会計管理者 兼会計課長	柴村洋子君	教育委員会教育長	笠間元道君
教育文化課長 兼参事	高橋勝一君	教育文化課長 兼統括主幹	門田勝則君
教育文化課長 兼統括主幹	川口美恵子君	代表監査委員	柳渕茂君
農業委員会会長	佐竹榮一君		

事務局職員出席者

事務局長	高橋正幸	総務班長	今野博行
主任	金山みどり		

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（遠藤稔雄君） 皆さん、おはようございます。

本日もよろしく願い申し上げます。

ここで、開会前にお知らせしておきます。大橋信夫議員、木村正義議員から遅参の届け出が出ております。直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。



◎一般質問

○議長（遠藤稔雄君） 日程に入ります。

日程第1、一般質問。

昨日に引き続き、かねて通告のありました一般質問をこれから許可いたします。

4番久 勉君、登壇願います。

〔4番 久 勉君登壇〕

○4番（久 勉君） おはようございます。4番久です。

1点目、学校適正規模適正配置について。町の重要課題と申しますか人口減少問題、あるいはこの学校適正規模適正配置についても私は最重要課題であると考えております。なぜならば、町長、あるいは参与席の課長等や議員諸侯もこれまで議会の特別委員会のこと、あるいは教育委員会での検討論議されてきたことは皆様周知の事実であるからであります。昨年、教育厚生常任委員会では議論され、結論の出ている事柄を今さら論議ではなくどう進めていくかを考えようではないかということで、そして単に常任委員会の課題ではない、議会全体で考えていこうということになり、町民の意見を聞くべきであるという結論で、議会報告会のテーマにしました。結果、さまざまな意見をいただいたことは議会だよりに掲載し、町民にご報告しております。

その後の議会での話し合いにより、実際お子さんをお持ちの幼稚園、小学校、中学校の親御さんの話を聞くべきではないかということになり、これも誰も反対する議員はおりませんでした。反対意見が多いと思われる箕岳地区のPTAの方々を対象に、本年1月26日に意見交換会を実施しております。かつて、町の行政課題で議会がこんな働きをしたことが今まであったでしょうか。私の記憶ではないと思われます。議会が丸となってこういう動きをしていることについて、町長はどう思われているのか感想をお聞かせください。

2点目は、子育て支援の充実をということですが、これは子育て支援の充実ということは人口減少への歯

どめ対策にもつながると理解するものです。なぜ箕岳地区で預かり保育のBと学童保育をやらないのか、教育長に答弁願います。

○議長（遠藤稔君） 町長。

〔町長 安部周治君登壇〕

○町長（安部周治君） 改めまして議員の皆さん、参与の皆さん、おはようございます。

きょうはオーストラリアのほうからお客さんが参っております。11日まで涌谷、石巻、被災地等々を視察するということで来ております。そういった関係で、きょうの議会の終了時間、少し考慮していただければありがたいというふうに考えております。当然4時までにはしっかり頑張ってまいりますので、よろしくご指導のほどをお願い申し上げたいというふうに思います。

それでは、ただいまから久 勉議員さんに対します一般質問にお答え申し上げます。

まず私の分でございますけれども、学校適正規模・適正配置についてのご質問でございますが、何ゆえ進めようとならないのかというお尋ねでございます。12月定例会でもお答えしておりますように、基本的な考え方といたしまして、子供たちにとってはどうかという視点を基本に捉えなければならないと考えております。子供にとって好ましい教育環境を実現するために極端な少人数学級や小規模校は解消しなければならないと考えており、久議員がおっしゃいますように、私自身もこの課題問題等々については重要なものというふうに認識いたしており、早期にこの課題問題解決に向かわなければならないと思っております。

しかし、平成22年3月に箕岳地区の多くの皆様方が賛同され提出されました要望書の経緯等もありますので、重要な課題であるがゆえにより慎重に進めなければ成就しないのかというふうにも思っております。これまで同様に、保護者及び地域の皆様方に十分に議論していただき、その議論をもって子供たちの好ましい教育環境整備を進めてまいりたいと考えておりますので、議員皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、4番久議員の回答といたします。

なお、1月26日議会の全員の皆様方が地域のPTAの方々、あるいは役員の方々と意見交換をされたということは画期的な前進であるというふうに考えております。どうか、その思いを議会全体の意見として、あるいは一致した思いとして今後崩れることなく進めていただきますようお願い申し上げたいというふうに思っております。私もその前の1月10日にPTAの方々、あるいは役員の方々、当然幼稚園、あるいは小学校、中学校も含めていろいろな役員の方々からお話を聞く機会を持たせていただきました。おおむね皆さん方が把握されたものと同等の姿のものだというふうに私自身理解しております。ただ、中学校の統合等々に対しましてはいろいろと意見がばらつきがございまして、中学校はそのまま残してほしいというようなご意見等々も何人かからございました。というのは、小学校あるいは幼稚園等々については早急ということであって、中学校は残してほしいというような姿の意見がまだまだあるんだ、根強いんだという思いでございます。

そういう意味からも私自身もう少しこういう議論というものも地域の方々とともに理解を深めながら進めていかなければならないという状況であります。中学校のPTAの方々はその方向に向けたアンケート調査を今やっているというような話も聞いておりますので、どのような結果が出てまいりますか。教育委員会とも協議をしながら煮詰めている状況でございますし、その結果によっては我々も当然前の議会でもお話しさ

れたように、何とか私の任期中に頑張っていかなければならないという姿は今でも変わりませんので、その認識に立った議会の皆さんもご理解をいただければ幸いだというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

〔教育委員会教育長 笠間元道君登壇〕

○教育委員会教育長（笠間元道君） 議員の皆さん、おはようございます。

4番久議員の一般質問にお答え申し上げます。

議員初め議員の皆様方には日ごろから、先ほどの報告会にもございましたけれども、学校教育の充実に意を尽くしていただいておりますことに心から感謝申し上げます。

さて、ご質問は子育て支援の充実ということで、箕岳地区でも預かり保育の充実と学童保育の実施をという事のお尋ねでございます。議員様方ご承知のように、預かり保育は全幼稚園でこれまで実施しております午後2時30分までの預かり保育Aと、今年度は涌谷幼稚園、ひなた幼稚園で行っている午前7時から午後6時まで預ける預かり保育Bの2種類があります。また、学童保育については涌谷第一小学区では八雲児童館と涌谷第一小学校の教室、月将館小学校区では杉の子学童クラブを開設し小学校1年生から3年生の児童をお預かりしておりますが、箕岳地区においては現在実施されていないのが現状であります。

平成25年度につきましては、現在長時間保育児として箕岳、小里地区の幼児が4月に開園するさくらんぼこども園に15名、涌谷保育園に7名の合計22名が入園予定となっております。保育所は基本的に学校を定めておりませんので、町内どの地域からも2つの保育園に入園可能となっております。教育委員会といたしましては、さきの学校等適正規模適正配置案においてこれまでの検討の際に、具体的には平成21年8月10日から平成22年1月21日まで開催された学校等適正規模適正配置町民検討委員会の中で箕岳地区にお住まいの保護者から子供たちを長時間幼稚園や小学校に預けたいという希望がありましたことを受けて、箕岳小里幼稚園の統合後は幼保一元化施設とする。すなわち、長時間保育を行うこと、さらに箕岳小、小里小の統合で放課後学童クラブを開設し、学童保育の充実を提案しているところであります。

しかしながら、まだそこまで至っていないことは教育委員会としてもとても残念なことであります。議員ご質問のとおり、地域にある幼稚園や小学校では地域の教育力を十二分に活用しふるさとのよさを実感させ、子供たちを育むことは幼児教育の充実にとって大変重要なことであると教育委員会としても認識しております。涌谷町でも年々少子化の傾向は進んでおりますが、東日本大震災後の厳しい状況の中でも箕岳地区の町民の皆様が満足できるような保育環境づくりに教育委員会、町としても精いっぱい努力していかなければならないというふうに強く考えております。

つきましては、議員の皆様これまでの一丸となったご協力、ご支援に心から感謝申し上げますとともに、直一層お願い申し上げます4番久議員様への回答といたします。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 町長の1回目の答弁の中でちょっと気になるんですけども、皆さんに議論していただいてということで、その議論の機会を誰がつくるのかということなんです。あなたたちが議論して結論を出してこなければ行政は動かないということでは困ることですから、行政としてどう進めていくかということ

も考えなければならないことだと思います。箕岳地区の意見交換会に参加して、もっとたくさんの人が来てくれると思っていました。そして、先ほど町長のお話の中にあった反対意見、あるいは賛成意見とかがぶつかり合うようなことになったらどうおさめたらいいかなどという心配もしました。しかし、その心配はまったく杞憂でした。

あいにくの天気で、参加者は30数名と少なかったのは残念でしたが、親御さんたちの素直なご意見を聞くことができ実行してよかったと思っております。多数の方々がどうなっていくのだろうと不安を抱いております。絶対反対という意見はなかった。ただ、条件とかというのはありましたけれども、そういうことからすれば自信を持って進めるべきであると確信をいたしました。町長は先ほども答弁いただきましたけれども、昨年の6月の定例会の私の一般質問に対しても重要な課題と受けとめている。また、教育委員会と連携をとりながら既に報告書は出ているのだから、基本的には沿った姿で進めると答弁しております。あれから1年たちました。1年間の間に何をどう進めたのでしょうか。何も見えません。

また、昨年12月策定の第4次涌谷町行政改革大綱のさらなる改革の中の6番目の公共サービスを考えるの4番目に、教育施設の適正配置として効果的な教育環境を構築するため、小・中学校、幼稚園、保育園の適正配置計画を推進するとあります。しかし、残念ながら昨日の施政方針ではこのことに一言も触れていません。なぜでしょうか。お答え願います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、再度お答え申し上げます。

議論してくれというような姿で話したということでございますけれども、当然我々といたしましては前に相当年数をかけて特別委員会、あるいは教育委員会等々において結論を出しました。それが至らないという姿ではなかったというふうに私自身理解しております。ただ、地域の方々にまだまだその方向性というものが理解できない姿があったのかというようなことで、前町長がその意見を聞いて少し時間をかけようというふうになった姿であります。その後、我々といたしましても教育委員会等々協議しながらどのような姿で進めるかということについていろいろと話はいたしました。

しかし、話はしましたけれども、その方向性、あるいは基本的な線というものが崩れてはいないという状況でございます。ただ、感情的な面と言うと失礼な言葉になりますけれども、地域の方々の思いという姿がまだまだ根強く残っておりますので、それを和らげるような姿づくりというものを私自身この前久議員さんにもお話ししましたが、地域に出向く、あるいは行政報告等々をしながら地域の実態を把握して進めるのが一番いいかというような姿でございます。そういう面で、改めて施政方針等には明示はしませんでしたけれども、この姿は私自身はやってくというのが姿でございます。

もう少しお話しさせていただきますけれども、この4月にやっと課題でありました幼保一元化施設、さくらんぼこども園が開園する運びとなりました。これも大きな行政課題、あるいは教育課題の1つございましたので、1つずつクリアをしながらやっていくというのも当然な町のいろいろな問題、あるいは財政上もしかりでありますけれども、そういう状況であるということについては当然久議員さんもOBでございますのでご理解は十分私以上にしているものというふうに認識しておりますが、どうかそういう面で1つ1つクリアをしながら前に進めてまいりたいというふうに考えておりますので、なおご理解のほどをお願い申し上げます。

げたいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 1つ1つということですから、進めるんでしょうけれども、さっきお話し申し上げたとおり、6月の定例議会で基本的には沿った形で進める、今も進めると言っていますからぜひともこれは進めさせていただきたい。教育長と町長、この意見交換会の中で私は子供を持つ親の悲痛な叫びを聞きました。なぜ箕岳地区で預かり保育のBと学童保育ができないのか。結局、同じ涌谷町に住んでいてなぜ地区によってサービスによって差があるのか。決してこれはあってはならないことだと私は思います。同じ町に住んでその住む場所によってサービスに差がある。決してこれが正常な姿とは思えない。先ほど教育長の答弁では前の検討で統合後ならばできるということですが、いろいろなやり方があると思うんですけれども、その辺の工夫とかをしてぜひ実現していただきたいことと、病院が遠いとか役場が遠いというそういう地域のことではないことですから、これはそれから町長は子供のお子さんのことで小学校6年生の女の子のおさんがお二人小学校卒業して涌谷中学校に行く。前の計画では25年、ことしの春から統合になるはずでした。子供さんはそれをものすごく楽しみにしていたという親御さんの話ですからそれは子供がそう言ったかどうかはちょっとわかりませんが、でも、親がそういうことですのでそれは子供さんにそういう思いをさせるということがいけないことではないかと思えます。

また、その子供さんがそういう選択をしていける子供さんはまだ環境が恵まれていると思います。もしかしてほかにも行きたい方がいるのに親の通学のことによって行けない子供さんがいるとすれば、それは不幸なことでそうやって箕小から涌中に来ればまた箕岳中学校の生徒さんが少なくなっていくという話ですので、ぜひこのことを深く受けとめて先ほどのサービスの差というものをなくす努力というんですか、施政方針にも書いていますけれども、24年度の施政方針と25年度の施政方針で教育と文化のまちづくりについてどこがかわったかという、保育所と幼稚園、さくらんぼこども園の開園のことが書いています。また、これまで実施してきました全幼稚園を対象とした預かり保育Aから延長保育から学童保育のことまで昨年と同じ文言であります。結びに子育て環境の向上を図ってまいりますと結んでおります。向上ということは、前よりさらに上を目指すということですから、サービスの向上であるとか、あるいは学童保育にいたしましても八雲児童館、現在35名で来春50名になるそうです。あの狭隘な校庭というか園庭というか、子供さんが思い切つてボールも蹴れないようで、先生方が工夫して新聞紙を丸めてボールがわりに使っているという、そういう劣悪な環境の中でやられている学童保育といえますか、1回で全部それをとすることはありません。

昭和46年から開設しているそうですけれども、昭和50年の城山の保育所のほうは今回新しくなるわけですが、まだまだそういうところもあるということをご認識いただいて施策を考えていただければと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、再度お答え申し上げます。

1番最初に戻るような答弁になりますけれども、思いは久議員さんと同じでございますので、それに向けた取り組みということについてはしっかりと私自身やらなければならないというふうに認識は十分にしております。そういう面でも、どうか先ほど私のほうからお話ししましたように、どうか議員の方々も一致一丸

となった姿をこれからも1つの方向に向けた姿で取り組んでいただきますことを切にお願い申し上げたいというふうに思います。

たまたま、特別委員会で今振り返ってみますとせっかくこの報告書が出た後にいろいろなまた別な意見等々が議会のほうから出たというような姿になるような状況でありますと、逆に地域の方々、あるいは町民の方々が迷ってしまうというようなこともございますので、それだけはどんなことがあってもないような姿づくりでしっかりと一丸となっていただきますことを節にお願いを申し上げたいというふうに思います。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） それでは、私のほうからお答えします。

町長もお話ししましたけれども、私も久議員と思いは同じでございます。その上でお話ししたいと思えます。先ほど、幼児教育のことでその実現をしてほしいというお話でございましたけれども、私もその地域に住む方がその機会がない、選択ができない、あるいは選択した場合に非常に課題があるとそういうことはこちらの涌谷町で言えば西地区、東地区とそういう差はあるというふうに認識しております。そういう意味でも、できるだけ早く実現したいというそういう思いに立っております。その場合、ここで私が訴えたいのは子供の教育において子供の発達段階に応じた計画的、系統的、発展的な教育指導に有効適切な学習環境が大事であり、それに基づく教育を施すことが涌谷町の教育において非常に大事なことであるというふうに思えます。体系的なそういう教育のあり方、それを構築していくということが大事であるというふうに思えます。

その点、本町では先ほどから申し上げておりましたけれども、町民の知恵と創意をかけ検討協議した手続を経て合意形成されたまさに子供にとって最も望ましい学習環境、涌谷版があるわけでございます。そして、その案にはさまざまな課題に対応する内容になっております。ただ、その課題というのは教育課題であって現状をかえるということはまた別な課題も出てくるということもこれは否めません。当然それは検討していかなければなりません。

そういう状況であります、子供にとって最もよい学習環境ということ的前提とした場合には、早急に実現可能になってほしいというふうに願っております。そういう思いであります。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） お二方とも思いは同じだということですから、ぜひその思いの実現に向かって努力していただきたいと思えます。

最後になりますけれども、昨年常任委員会で視察で長野県の下條村というところに行ってきました。人口減少に歯どめをかけている村ということで、いろいろな人口減少対策やっていますけれども、その中の1つといますか子育て支援のところに入ると思えますけれども、保育料を段階的に年次的に値下げしております。また、給食費の助成というのをやっております。この辺のことは委員会報告ということで、提言ということで報告しておりますので、そういうことについて検討されたかどうかということが1つと、あともう1点は奨学資金制度を行っているわけなんですけれども、金額の検討はされましたでしょうか。来年度の予算に前の全員協議会の際に説明を受けましたけれども、金額についてはもう何年と変わらないままにきているのではないのでしょうか。

社会情勢の変化、あるいは近郊の市町村の状況を見て検討すべきと思われますがいかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） 先ほどの保育料のことですけれども、これについては私の情報、その辺の情報を得ておりません。ただ、本町の場合は比較的といいますか収入にもよりますけれども比較のお安くしているというふうに認識しております。ただ、検討はしておりません。

その以外に、給食費についてはこれは検討はしておらないんですけれども、保護者負担ということで今浦谷町では行っているわけでございます。学校での教育活動に要する費用のうち給食費を始め個人に帰属する、こういう場合は公費というそういう前提で考えておりました。以上でございます。

奨学金も、これは検討しておりません。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 検討していないということですから、それ以上の答えは何もないと思いますので、ぜひこういうことも子育て支援の1つ、あるいは人口減少対策の歯どめということまで含めてよその町よりは浦谷のほうがそういったところではサービスがいいとか、そういう目に見えてわかるような施策も出していくことが町のPRと申しますかそういったことにもつながるかと思っておりますので、ぜひその実現に向かってご検討を、最後お願いで終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） ただいま教育長がその課題等々について答弁申し上げましたけれども、行政的な面も絡みます。というのは、当然枠もありますし、人数もありますし、それぞれ希望する奨学資金の場合は行く大学、専門学校、あるいは高校生等々もありますので、その辺でどの程度の今姿が現実に来ているのか等々もあわせて対応しなければなりませんし、それからまたほかにも奨学資金制度等々の活用をされているところもありますので、いろいろな面から掘り下げて対応しなければならないというふうに思います。当然、額がふえれば対象者も少なくせざるを得ないところも出てくるというのは当然久議員さんは知っているというふうに思いますので、その辺のところを具体的に詰めていかなければならないというふうに思いますので、もう少し時間をかしていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） ご苦勞さまでした。

8番門田善則君、登壇願います。

〔8番 門田善則君登壇〕

○8番（門田善則君） 議長のお許しが出ましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

その前に、この3月議会を振り返りみますと、この時期になるとどうしても思い出してしまうのが一昨年の大震災であります。当時もちょうど議会開会中でありまして、まずこの場をかりてその震災で被害に遭われた方に心からご冥福をお祈り、お悔やみを申し上げたいと思います。

それでは、8番門田善則、質疑をさせていただきます。

まず、出来川等の洪水対策について、また施政方針についてとこの2点についてさせていただきます。

出来川等の洪水対策について、一昨年出来川5月たしか4日だと思いますが、新名鱒という地名の場所で堤防の決壊、越流堤が壊れたということで多くの田んぼが被害に遭いました。その中で県では県の予算をも

ちまして土量が多まったその1.4ヘクタールについては1反歩13万5,000円の補償を出して賠償されました。しかしながら、多くの田植え前の水田が水につかったことは事実でありまして、そのことについては大変な思いとそしてまた宮城県内のニュースの場でも大きく取り上げられたニュースでもありました。

私はそういった観点から今回もしもこの涌谷町内の出来川、そして町の中心部に近いところでももしもそのことが決壊してしまったならばどうなるんだろう。そして、町のその防災対策の中に出来川の洪水が、そしてあの地域に住んでいる方々がどういう対策をされているのかも知っているのかとそういう疑問にも立ったものですから、今回この一般質問にさせていただいたわけでありまして。

顧みますと、江合川、涌谷町には流れておりますけれども、それには洪水マップという部分がありまして、その中の想定はもし江合川の堤防が切れた場合には1.5メートルから2メートルの水位が町に流出するというふうな想定にはなされているようでありますが、この出来川についてはその件について全然我々も把握できていないので、その辺について町として考えている部分があるのであれば、また対策も考えているのであればお聞かせ願いたいというふうに思っております。

次に、施政方針についてであります。ことしから初めて一般質問において施政方針ができるようなルールといいますか改善がされまして、私初めて一般質問を施政方針についてさせていただくこととなりますが、このことについてはほかの町、自治体におかれましては当初予算の遂行に当たり町長の施政方針について一般質問をされる方は十分に多いわけでありまして、この涌谷町のルールにおいては今まではなかったのが残念でなりません。しかしながら、今回改善されたことは議員1人にとっても大変喜ばしいことであって、今後議会活動の中でも多くの議員が来年度に向けてそういった質疑をされることを私も望むものであります。

その中で、まず町長の施政方針というものは1年間この町をこういう方向に導いて私はやっていきますよというこの宣言かというふうに思っております。その中で、今回私全部読ませていただきましたが、何かちょと違うと。安部町長のカラーが何か見えない。もっと昨年は震災の復旧・復興でそのことは恐らく自分の個性もカラーも出せなかったのは当然だと思いますが、この2年目に当たってはぜひとも出していただきたい、出すべきだというふうに感じていたものですから、今回その中でもちょっと二、三取り上げさせていただいて、その部分をお聞かせ願いたいと思います。

まず財政についてであります。先ほども、きのうもほかの議員さんの質疑の中でありましたけれども、どうしても財政については心配される場所です。今後、どういうふうに歳入の確保をしたり、また町税の収入をアップしていくのか。そういった具体的な方策がもっと書いてあればよかったというふうな感じがあります。

次に、新たな目玉として安部町政の目玉として取り上げた防災指導員、これについては私も今後また起こるとも知れない災害についての大変な重要な役割を果たす指導員ではないかと。このことについては大変評価できるものであります。しかし、その防災指導員が今後ここに置いたときに具体的に施政方針の中には幾らかは書いてありましたけれども、もっとわかりやすく町民に広くこの方はこういうことをしてあげて、皆様にこういうことを教えてあげるんだ。そして町にとってこういうことでプラスになるんだということをぜひとももう少し具体的に書いていただければよかったと。そして、またまちづくり推進課についてはこれは恐らく私の思いでもあります。安部町政の本当に町長になってからの思いをここに集約させる課ではな

いのかというふうに思っております。

しかし、その課について今までのほかの課にあった部分をこの課に任せるとか、新たにこの課についてはこの部分を具体的にやっていただいて、町民に幾らかでも利益の出るように具体的にやりたいんだということがちょっと手薄ではないかというふうに見られましたので、その辺についても大きく思いがあるのであればお聞かせ願いたいというふうに思っております。このことについて、ぜひとも町長の前向きな意見をいただければというふうに思います。

○議長（遠藤釈雄君） 町長。

〔町長 安部周治君登壇〕

○町長（安部周治君） 大変失礼しました。

それでは、足りないところがあればまた2回目、3回目にお答え申し上げますけれども、とりあえず質問されました2カ件について答弁申し上げます。

まず1点目の出来川等の洪水対策についてでございますが、昨年5月3日から4日にかけて低気圧による豪雨の雨量は江合川の涌谷水位観測所では氾濫危険水位を超え、観測史上3番目の水位となりました。また、県担当課からの情報によりますと、昭和45年に堤防ができてから41年になりますけれども、この間堤防の大きな漏水は何度かありました。昨年の豪雨により出来川の堤防の越流堤が決壊したことはご案内のとおりでございます。現在、決壊した堤防の復旧と東日本大震災の被害箇所等をあわせて堤防のかさ上げ等の復旧工事を行っているとのことで回答が来ております。

町といたしましては、従来から県に対し出来川改修を早期に行うよう、毎年のように要請してまいりましたが、今後とも機会を捉えながら出来川改修の要請をしてまいります。特に、この出来川改修期成同盟会の会長が私になっておりますので、そういう同盟会の代表としてもしっかりと要望要請をしてまいりたいというふうに考えております。

また、町の対応といたしましては台風やゲリラ豪雨等の大水害の際には防災行政無線を活用し、気象情報等を随時町民の皆様にお伝えしたいと考えております。さらに、出来川等の周囲の状況を確認し、状況によっては避難準備、あるいは避難勧告を判断し、迅速に住民の方々に伝達して被害を最小限度に食い止めなければならないと考えております。今後も町民の安全安心を第一に考え、県等に対し安全性の確認を強く求めていく所存でございます。

2回目に県から来た内容について答弁いたします。

次に、2点目の施政方針についてのご質問でございますが、まず財政の健全化ということでございますけれども、施政方針で申し上げましたとおり、平成25年度の予算編成に当たっては歳出に不足する3億1,800万円を財政調整基金、そして減債基金を取り崩しての厳しい予算編成となったことは施政方針で述べたとおりでございます。予算編成に当たって、行政サービス水準を落とすことなく住民負担をふやさないということをお考えたときには、基金の取り崩しなく歳入歳出の収支均衡をとることは大変困難でございました。財政の健全化を図っていくためには町税等の歳入の確保が不可欠でありますので、今後とも歳入確保に向けたいろいろな角度から鋭意努力しなければならないというふうに考えております。その施策等々については、何度もこれまでに申し上げましたけれども、なかなか実らないところもあります。特に企業誘致、あるいは農

業情勢の変化等々によってもしかりでありますので、その辺のところを参酌しながら、さらにいい手立てをしっかりと考えてまいりたいというふうに思います。

次に防災強化を図るための防災指導員でございますが、今回見直しをしました地域防災計画を確実に実践するために高度な専門的知識と豊かな経験を有する方の指導が、ぜひとも必要と判断して採用いたそうとするものでございます。これについても後ほどお話し申し上げますけれども、防災指導員案の設置要綱ではないんですが、考え方等々について議員に後ほどコピーしてお渡しするつもりでございます。設置目的、防災指導員が担う事務、それからその中に地域の自主防災組織の結成育成指導ということもありますし、地域防災計画の具体的な対応として数項目等々をやっていただく。それから防災指導員として委嘱する際の考え方、あるいは待遇等々、あるいはその委嘱する期間等々についてもコピーしてお渡ししたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

次に、まちづくり推進課にかける安部町政の思いということでございますが、今回の組織改変の中で大きな特徴としましてまちづくり推進課が新設されます。ご案内のとおりであります。課にはまちづくり支援班と商工観光班を配置しており、自立の町を目指し定住化促進、宅地分譲、地場産業、企業誘致等一体的に進めてまいりたいというふうに考えております。さらに、この中に各種団体の育成や、あるいは支援を行い自主的に運営できるような姿までをしっかりとサポートできるような促進をすることが狙いでもございます。町民と行政が共通の目的に立った共同参画によるまちづくりを実現したいというふうに考えております。

次に施政方針に入っていない政策ということでございましたけれども、ご指摘の定住化による人口増加策についてでございますが、まちづくり推進課で定住化促進を進めるとしておりますけれども、具体的な政策につきましても今後どのような姿が具体的に出てくるのか、それをもう既には持ってはいるんですけども、整合性が、町民の姿と整合性がとれる状況にまで煮詰めなければならないということでございますので、あわせてそれと財政的な面も必要というふうになってまいりますので、今後十分な検討をしてみたいというふうに考えております。即効果があらわれるというふうにはなかなか難しい姿であろうというふうに考えておりますので、できるだけ早い時期の運営、業務運営ということについてそれなりの人選をしてみたいというふうに考えております。

また、行政区への行政報告会の開催につきましては、昨年9月の定例会でのご質問で平成24年度予算は初めてのみずからの方針で編成した予算であることなどを勘案して、予算執行が終わる今年3月いっぱいの時点でできるだけその後速やかに町政懇談会等々を開催したいと前に答弁しておりますが、実行に移したいというふうに考えておりますのでご認識とご協力のほどをお願い申し上げたいというふうに思います。

最後になりましたけれども、私の町政のカラーが見えないということでございますけれども、施政方針にありますように、県内市町村が一丸となって復興元年という名のもとに災害復興に取り組み、当町におきましても本年度、25年度いっばいの震災復旧計画をつくりましてそれを進めておりますので、その優先を最優先に考えて今取り組んでいるところでございますので、よろしくご認識、ご理解をいただきたいというふうに考えております。特に災害に強い、安全で安心なまちづくりは本年度いっばいかかるだろうというふうに認識しておりますので、よろしくご認識お願い申し上げます。

それから、改めて雨水排水対策も行政報告でさせていただきましたけれども、これについても私のカラー

がにじみ出ているその姿が出たのかというふうに私自身認識しております。そういう姿の中で24年度にはさくらんぼこども園、あるいは課題でありました防災行政無線の設置、そしてまた25年度はこれの具体的な運用等々の姿づくりも防災指導員を配置して対応しなければならないということの姿から見ますと、十二分にカラーがにじみ出ているというふうに私自身認識しております。門田議員さんは私にどのようなカラーを求めているのか、後ほどお聞かせいただければ勉強させていただく機会があるかというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） ちょっとお待ちください。休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時58分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。

8番。

○8番（門田善則君） まず、出来川のほうなんです、結局町中心部の近いところで堤防が決壊するという事になった場合には大変な状況が生まれるであろう。恐らくこれは素人であっても想定できると思うんです。ですから、私が言うのは江合川の想定はもうつくってマップとしてつくってあるようではありますが、ぜひとも出来川についても早急にやるべきではないかということでもあります。その辺についていかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、出来川の関係についてお答え申し上げます。これまでも何度か出来川の洪水等々について危険な状態があったことは確かであります。その都度、消防団員が出動いたしまして町職員とともに土のう積みをしていただいて、かろうじて九軒の周辺、あるいは出来川の明治水門上流等々の溢水、あるいは破堤等々を防止してきた経緯がございます。そういった面で、さらに雨量等々が今後心配になってまいりますので、その件についてもかさ上げ、あるいは堤防の強化ということについても県当局等々についていろいろと要望なり要請なりをしてまいりました。

具体的にいつから着工するというような話はまだ回答はないんですけれども、今は川幅の底という失礼なんです、川幅のたまった泥等々堆積した堆積物等を取り除きながら川幅を確保するというような工事を至るところで今実施しておりますし、明治水門の上のほうは堤防の幅を強固にしようということで今取り組みをしている状況でございます。県のほうにもっと早く、もっとスピーディーにということをお話ししておりますけれども、何しろあの地域はご案内のとおり昔名鱈沼の姿が残っている地域でありますので、路盤がないような姿で、土盛りしても土盛りしてもどんどん沈下していく状況があるというような難しいところのようでございます。そういう状況でありますのでかさ上げしながら地盤が落ち着くような状況まで対応しなければならない。そういう面でなかなか進まないところがあるというようなところがございます。また、上流のほうの九軒のほうも相当地震で沈下している状況が伺っております。そういった面では県のほうも十分認

識しているようでございますので、県のほうの計画等々もあわせて対応していただくようお願い申し上げたいというふうに思っております。

決壊した工事の状況について、文書で回答されておりますので、ちょっと読ませていただきます。越流堤の仮復旧工事については、出水期、本年の6月までに完了し、現在一重締め切り堤までが完了しているところであります。本格的な復旧については越流堤基礎部の地盤改良を行った上で越流堤本体を復旧し、サイホン部についてもクラウド工による基礎処理などを行い、約3億円の事業費をかけ越流堤の抜本的な復旧を行います。災害復旧工事については、現在発注手続を進めており、今年12月には着手し、来年度の出水時期まで越流堤など施設が一定の安全度を確保できるように復旧を進めていく予定としております。また、東北地方太平洋沖地震や長年の地盤沈下により堤防高が越流堤復旧高より低い箇所があることから、堤防のかさ上げ工事をあわせて行うこととしております。そういう内容でございますので、県のほうでも十分危険度という姿では出来川の破堤、あるいは越流、あるいは決壊等々は十分認識しているようでございますが、いろいろと他の河川等々との絡みもあるというような話も聞いておりますので、全てお金を投入して工事に着工するというのはなかなか難しいような話もされております。できるだけそういう面で優先的な危険箇所等々については手を打つようお願いを申し上げたいというふうに思っております。

そしてまた、出来川の決壊した場合の被害想定ということでございますけれども、これについては具体的には雨の量がどの程度ということは具体的に今把握できないような状況にありますので、把握はちょっと難しい。被害想定は難しいというところでございますけれども、現実には起こり得る可能性は十二分にあるところだと考えております。昭和61年の8・5のときには実際には1億2,000万円が最高の被害だというような状況でございます。それから見ますと決壊した場合は相当な被害になるだろうというふうにも予想しておりますので、今後は特にゲリラ豪雨に耐え得るような姿で、我々も警戒しなければならぬし、警戒までの間は総動員するような状態で体制を組んで防御しなければならぬというような思いでございます。そういう面では、相当な課題を抱えた河川であるということを改めて町民皆様とともに認識しながら、対応をとっていかねばならない姿なのかというふうに思っております。安心安全な出来川の河川になるまで、しっかりと努力してまいりたいというふうに思っております。

また、防災指導員の設置については、目を通していただければなるほど、こういう仕事についていただくのかというふうにご理解いただいたというふうに考えておりますので、よろしくようお願い申し上げたいというふうに思います。ただ、これが全てではございませんので、なおさら足りないところ等々があれば運用等もできますので、お願いいたしたいというふうに思います。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 今の町長の答弁では、恐らく出来川等が決壊した場合にはかなりの被害が出るであろうという想定はまだ考えてはいないけれどもというふうなお話でありましたが、実は平成18年か19年ごろでありましたか、9の3区の行政区の自治会長さん、または行政区長さんが前の町長さんにその出来川の安全性についてお願いを文書を持参してお願いした経緯があると私聞いております。それはどういうことかといいますと、私と同じことでありまして、その出来川の堤防が決壊した場合、9の3区の想定被害はどうなるんだろう。住んでいる方々からすると、かなり水はかなりの量が上がるのではないかというふうな心配があ

って、前の町長さんにぜひとも県に強く訴えて早く改修工事をやってくださいということを前の町長さんにお願いにきた経緯があるということを知っています。

そして、前の町長さんは県のほうに問い合わせをし、そして中に県会議員の先生も入れてお話をされて、一部工事に着工した経緯があるというふうにも聞いております。しかしながら、県のほうではそれ以後お金がないということを理由に工事が休止したままということになっている状況があるというふうにも言われておりますので、その辺については期成同盟会の会長として強くその経緯をお話しし、再度休止になっている部分の着工をしていただき、かさ上げ等また堤防の強化工事を早急にやっていただくことがあそこに住んでいる方々の安心を守るための必要策と感じますので、その辺についての考えがあれば再度お聞きしたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 今の要望書等々については具体的に私自身正直把握はしていませんけれども、お話しされた内容等々については街場はほとんど全滅だろうというふうに私自身認識しております。そういった経緯で、いろいろと県のほうにも要請等々をやった状況があるというふうに聞いておりますが、何しろ先ほどお話ししましたように出来川が今回決壊したところは越流堤でございますので、県のほうでは越流堤がしっかりと対応すれば決壊することはないだろうというような認識であるというふうなこともお話しされた経緯があるようだという事です。

でありますので、越流堤を何ゆえにつくったのかということ、決壊する前にあの越流堤から南郷地区、あるいは石巻地区、北村地区のほうに水を排水するというそういう姿での地域と話し合いの中で越流堤をつくったという経緯がありますので、越流堤そのものの考え方はそちらのほうに置いて、そういう面からしますと堤防は大丈夫だというような認識であるようでありますので、なおさらそれについても先ほどお話ししましたように地盤の弱い地域でありながらも堤防が沈んだ状況の箇所についてはかさ上げ等々をしていただくような要請も改めてやらなければならないのかというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 今度防災指導員ということで配置をするようでありますので、そこに住んでいる行政区の皆さんの心配もありますから、その辺を取り扱うような指導をしていただき、また安心安全条例もあるので、町民の福祉の向上のためにもそういう危険を感じて住んでいる方もいるんだということをぜひとも頭に置いて、要は県ではしないけれども、県ではすることを常に要望はするけれども、現実にはしていないけれども、今町としてやらなければならないのは住んでいる方に安心感を持たせること。それは何かといえば、その対策としてこういう対策を考えているということの周知徹底、また、こういう予防策があるということの周知徹底、そういうことを町民にお知らせしておけばもっといいかというふうに思っておりますので、その辺を防災指導員を含めて今後考えるべきだと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 危機管理室長。

○総務課危機管理室長（小島 昭君） それでは、お答えを申し上げます。

我々、職員としましては定期的な異動があるわけでございます。その点、今回採用を考えている方につき

ましては長年の防災関係に携わっておりまして深い知識があるものと思っております。そういう方に地域に向向いていただきまして、防災の必要性等々についていろいろなご意見を言うてもらうことによって、より安全な地域の方々が安全して住めるような、一步でもそういう形に近づきたいという思いでこういう考えに立って採用をお願いしたものでございます。いろいろな面で今後我々にない知識を防災指導員からいただいて、それを我々職員も地域に向向いていろいろと安全安心まちづくりのために尽力したいというふうに思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 有効に活躍させていただいて、町民の安心安全を守っていただくということが急務だと思いますので、その辺はしっかりと担当課としてもやっていただければというふうに思います。

次に施政方針についてであります。まずもって私の全体的な意見としては安部町政のカラーが見えない。読んでみたんだけど、何となく見えないのではないかというお話をさせていただきました。これは私は昨年のことは震災の復旧・復興があったからこれはしょうがないだろう。しかしながら、もう2年目となればこれは町長は選挙で我々議員と同じふう選挙で選ばれているわけです。そうすると町政運営はその方1人1人立候補される方、また当選される方によってその方向性はいろいろあるのであろう。私が当選するならばこういう町にしていきたい、こういう町にするんだというふうな思いの中で立候補されているというふうに私は認識しております。私自身議員として立候補しているのもそういう思いの中とそういう考えのもとに私は立候補しております。そういったことをするならば、2年目となればぜひ町民に安部町長としての自分が公約に上げたこと、またこういう町をつくりたいと期間中にお話をされたことを反映させていくことが大事なことでないかというふうに私は考えるものですから、そう言わせていただきました。別に町長を非難しているわけでもないし、町長の足を引っ張るわけはございません。しかしながら、もっとよりよく町民に理解をしていただくためにはそういったことも踏まえてやるべきだという私の考えでありますから、そのことを申し述べさせていただいたわけでありませう。

ですから、この中に入っております先ほど町長言っておりましたけれども、定住化による人口増加策やまず行政区に向向いて町民の方々と膝を交えてお話し合いをするとか、私はぜひとも施政方針の中に書いていただきたかったということなのであります。そして、それを町民にお知らせすることが安部カラーの1歩ではないかというふうを感じるものですから、そのカラーが見えないということをお言わせていただきました。ぜひとも私はそういったことでその町政に反映させていただくための施政方針でありますから、1年間この道筋で私はやっていくということの宣言でもあるというふうに感じますので、そういったことも踏まえて今後の町政づくりをやってほしい。そういう期待を込めた私の質疑であります。ですから、そういったことでもしも入れるのがちょっと忘れていたといたら語弊ありますので、ちょっと漏れてしまったという部分の中でもし町長、そのことしにける思いがあるのであれば再度聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、文書の中にその姿が表現できなかったということについては、私の能力不足のところがあるというふうに認識していただければいいかというふうに思ひます。

ただ、もう既に久議員さん、去年に行政報告、あるいは町政報告なりをいつするんだ、しないのかという

質問については年度あけた姿で対応していきますということに答えております。そのことについては早速段取りをこの年度終わりましたらとらせていただき、行政課題がたくさんあります。挙げれば先ほどの学校統合の問題もありますし、あるいは道路整備、懸案となっている江合川の短台地区、上涌谷地区の道路整備等々、あるいはいろいろと問題課題が山積しております。

しかしながら、去年1年間をかけて震災復旧・復興に向けた取り組みもやってきたことに対して、町民の方々にはしっかり説明をしながら足りないところは素直に謙虚に耳を傾けながら具体的に推進していくというような気持ちでおりますので、まず年度明けに段取りをしたいということを、傍聴人の方々もおりますので、はっきり申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 具体的に議員のほうからそういった質疑があつて、そういった回答をしているのであればぜひとも施政方針にも入れていただいて、私はこうやりますということを現実に文書にすることも今後大事ではないかというふうに思いますので、今後はそのことについても考えていただきたいというふうに思います。

それで、最後になりますけれども、この施政方針というものは町長が職員の方に対しても私が1年間こういった姿勢でやりますということは町民向けでもあるし職員向けでもあるというふうに感じます。そこでお聞きしますけれども、職員の方々はこの施政方針を町長の施政方針をどのように受けとめているのか。要は昨年の施政方針のとき、私言いました。傍聴にも職員の方が少ない。それでいいのか。町長が1年間こういう方針でやっていきますということを初めてそこで宣言するのに、そこに使われる職員の方がそれを知らないでいていいのかという思いがあつたからそういうお話をさせていただきました。

ことは見ておりました。どういう対応をするのか。総務課長の配慮だと思うんですけども、放送で二、三回、職員の方たちにこういう施政方針があるからぜひ傍聴してくださいというふうなお話を私も耳で確認しました。しかしながら、ちょっと後ろを振り向くと若干少なかったということが私も思いました。これというのは大変町長には失礼なんですけれども、職員の方々が町長のその思いをまだ受けとめていない、または理解していない。失礼ですよ、失礼ですけれども、そういう方もいるのかというふうな誤解に立つわけですが、その辺は恐らく副町長以下総務課長、財政課長が徹底した職員指導をしているものと私は確信しておりますけれども、その辺が一般町民、または議会議員にも伝わってこないのではないかということも感じられますので、その辺、副町長は職員に対してそういった指導をどのように今やっておられるのか、あれば聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（菅原孝治君） 前にもお話をいただきまして、十分その件については指導してきたつもりでございます。ただ、1つだけ申し上げておきたいのは、震災復興または業務の多重ということで今職員は相当ハードな仕事を強いられております。そういった中で、配員の少ない中で班長職も実務を携わっているのが実情でございます。できるだけ手のあいた者については傍聴するよというふうに指導してまいりましたけれども、対住民のサービス、実際窓口で対応する職務も結構多ございます。特に今税務申告中でございますし、そういった状況もございますから一概には何でもかんでも来いというわけにもまいりません。ただ、議

員さんからおっしゃったお話は安部町長が1年間何をするのか、こういうことを職員全員が共通認識を持ちながら進めていくということは当然のことでございます。来られなかった者については、施政方針の資料を渡して十分熟読するようという指導してまいっておりますので、今後とも十分そういったものを職員については指導していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤稜雄君） それでは、休憩します。再開は11時35分とします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時35分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稜雄君） 再開します。

9番鈴木英雅君、登壇願います。

〔9番 鈴木英雅君登壇〕

○9番（鈴木英雅君） それでは、議長のお許しをいただきましたのでかねて通告しておきました一般質問をさせていただきますと思います。

震災後のまちづくりについてという題で、中心市街地の空き地、空き家の解消するための有効な活用の考え、それと町内全域に空き家が多すぎます。その空き家の現状と有効な活用策、防災面から見てもかなり危険である空き家も多すぎます。そこら辺を踏まえた空き家対策と有効な活用策の考えを2点お聞かせいただきたいと思っております。

先ほど来から出ております東日本大震災からはや2年になります。2年過ぎてもまだ震災前の姿にはほど遠いような状況であります。当町においても復旧工事を行っている箇所が見受けられますけれども、当町の顔とも言えます中心市街地、今まで町の中の震災の影響で空き家を取り壊されたとかいろいろなことがございまして、かなりみすぼらしい貧相な状況の中心市街地が見受けられます。この件に関すれば、昨年3回の会議を持ちましたまちづくり懇話会、その懇話会の中でも解消策が話されました。この歯抜け状態の状況の解消策、それと各委員からは当町においての人口増加策とかそのような考えをお聞かせいただきたいという話も実際ございまして、その結果がなかなか町執行部とまちづくり懇話会の皆さんの考えそのものかなり食い違ったまちづくり懇話会の内容だった。そのような傍聴させていただきまして思いをしておりました。

そのようなことから、総務産業建設常任委員会で商工会の役員さん方と意見交換会を行い、そのときにも多くの役員さんの中から同じような中心市街地の歯抜け状態、それと人口増加策などの町に対しての要望策がかなり出ております。その空き家、空き地、それと中心市街地の歯抜け状態の解消策をどのように考えているものなのか。そこら辺の考えもお聞かせいただければと思っております。

それとあともう1点ですけれども、各町内39行政区の中で空き家が多すぎ見受けられます。世帯数に対しまして5.3%、313件の空き家があると平成21年のたしか昨年ご逝去なされました菅原委員長の質問に対しての担当課からの答えだったと思っておりますけれども、そのような数字が出ております。その中でこの313件の中で大震災でかなり家そのものが傾いたり倒壊したり等したようなうちも見受けられました。いつ先ほど

来からも話しておりますけれども、いつどのような災害が起きるかわからない状況の中で、このぐらいの空き家があるということはかなり防災上、それとあと防犯上まずいというような思いでございます。そこら辺のところも町長の考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（遠藤釈雄君） 町長。

〔町長 安部周治君登壇〕

○町長（安部周治君） それでは、9番鈴木英雅議員の一般質問にお答え申し上げます。

中心市街地の空き地、空き家の有効な活用の考えはどの質問でございますが、中心市街地の活用につきましては、先ほど質問者がお話しされましたように、昨年中心部の商店街の代表者の皆様方や、あるいは宮城県担当の職員の方などを委員といたしましてまちづくり懇話会を開催して、ご意見をいただいたところでございます。この結果についても質問者の内容と同じでございました。この開催趣旨につきましては、被災された住家の取り壊し等々が行われて歯抜け状態、いわゆるくしの歯が欠けたような状態になっているので何とかならないものかということに対しての懇話会を開催して、その地域の方々の認識がどういう姿であるのか、どういう考えを持っているのかあらかじめ代表で出席される方はある程度の商店街の皆さんの考え方を聴取把握してきてくれないかという姿の中での懇話会を開催した状況でございます。

しかしながら、懇話会では集会所の整備などの要望等々は出されたわけでございますし、あるいは道路整備をしてくれ、歩道をやってくれというような内容等々もございました。そういう中でございましたけれども、集会所の整備等々についてはほかの行政区等々の例もございますので、他の行政区の集会所の場合はみずから建設場所を見つけたり、あるいは建設資金を出し合ったり、そしてみずから計画して建設したという状況がどこの行政区についても同じでございます。そういった面で、町で単独でここに整備するということについてはほかの行政区との整合性がなかなかとれないということで答弁を申し上げた姿でございます。

そういう状況でございましたので、具体的な活用策が見出せない状態であったというところでございました。しかしながら、あのまま放置していいのかということについてはいろいろと町としてできる範囲の中で検討をさせていただいております。ただ、所有者の意向という姿があります。町がこうしたいというわけにはいかないだろうということで、所有者は所有者なりにしばらく時間を置いたならばまたその場所に建設、自宅を建てたいというような意向もあるだろうし、いろいろな考えがあつての今の現状でいるのかというようなことでございますので、その辺のところは行政として深くプライバシーといいますか個人の考えに介入する姿はちょっと難しいというような状況で今のところはおります。

次に、町内に点在する空き家の有効的な活用策はどのご質問でございますけれども、建物につきましては明らかに危険であれば所有者、あるいはこの所有にかかわる親族の方々等々に連絡いたしまして解体、あるいは部分撤去や、あるいは対応策を促してやっていただくように指導、あるいは要請等々をしているところでございます。土地につきましては、所有者の意向もあります。そして、町に簡単に利用方法を検討するという、先ほどお話ししましたように、わけにはまいりませんが、町の具体的な政策目的と、あるいは企業や個人の意向が合うような状態であれば利用できる可能性も十分にあるかという姿でございます。今のところはそういう具体的なお話がない現段階でございますので、ご了承のほどをお願い申し上げたいというふうに思います。

また、空き家の活用方法といたしましても空き家バンクということである自治体が行っているところもございませうけれども、自治体でそういう不動産まがいの仲介を行う場合は、往々にしてトラブル等々が見受けられます。かえってそちらのほうに行政分野の事務が傾いていくなれば本来の業務ができない状況になりますので、そういうところはプロの不動産屋さんを仲介いたしまして、町等々に情報が受けられるような姿であればいろいろと対応もできるかというようなことで、不動産屋さん等々にこちらのほうとマッチングできるような、リンクができるような姿づくりもまたこれからの対応の一つの姿であるかというふうにも認識しておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいというふうにも思ひます。そういう状況でございますので、ここにおられる議員さん方の皆さんからもこういう活用方法、あるいはこういう情報があるというような情報やら知恵がございましたらご遠慮なくお聞かせいただきたいというふうにも考へておりますので、よろしくご理解とご協力をお願ひ申し上げまして鈴木議員さんへの答弁とさせていただきます。お願ひします。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（鈴木英雅君） 最初に中心市街地の空き家の件に関しまして、昨日も13番議員さんのほうから同じような質問が出たと思ひます。多少ダブる質問になると思ひますので、その辺、前もってご了解していただければと思ひます。

実は、下本町通りの空き家、そして今現在更地になっておりますけれども、担当課のほうで具体的に意向調査行いました。ただ、この意向調査した結果、数字的上果たしてこれが本当の意向調査なのかというちよつと私は腑に落ちないところもあるんですけれども、郵送で発送したのが11件、そして回答されたのが6件、その6件の中で今後の利用について4項目ございませう。建物を建築、あと売買予定、賃貸予定、そして未定のこの今後の利用についての4項目の意向で、未定の欄が回答した方6名全員でございませう。このような一応数字出ているんですけれども、逆に未定の6人、例えば町で一通りの考へを提示すればよろしいですよ、どうぞ町の思ひようにお使ひくださいという方もいるのか。もっと踏み入れた意向調査の内容をきちつと、その前に町としてできればどのような方向で方向性を持って中心市街地を形づけていくか、そこら辺の考へというのものもある程度並行した考へを持っていなければ何一つ前に進まないかというような思ひでございませうけれども、町長は常に話の中で出ておりますけれども、思ひたらすぐに行動に移さなければならぬ。常にそのような話を伺っております。そこら辺のところ、今回の3月議会で一般質問10名の議員さん方やりませうけれども、今までやった議員さん方の中の質問の内容を後ろで聞いておりましたけれども、行動に移す、そして今までと何一つ進歩的なものが見えないというような質問もございませう。今までどおりの考へでやると何一つ進まないのか、町民のニーズにあつたような事業、施策が進まないのかというような思ひもございませうけれども、そこら辺のところも踏まえた2回目の答弁、お願ひしたいと思ひます。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 大分厳しい質問でございませうけれども、何一つという姿では私自身考へてははいないわけでございます。いろいろと今話させましたけれども、最初にお話し申し上げましたように、不動産業者と同様の事務事業を行政ができないところだけは認識していただければというふうにも考へております。そしてまた、今質問された内容等々については十分に私自身理解しております。そういう面でも、鈴木議員さんにお話しさせませうけれども、何ゆえまちづくり推進課を設置するような姿になつたかということについては、

裏づけとすればそういう思いがそこにあったということでございますので、ぜひこれからもそれにつけてもいろいろと先ほど話しましたように議員さん方の情報とかそういうものを活用しながら活性に向けた取り組みをしたいという考えでございますのでお願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（鈴木英雅君） ただいま町長の口からまちづくり推進課、なぜ新年度からつくったのかという話ございましたけれども、逆にまちづくり推進課、かなりもちろん期待しております。いろいろな角度から今の涌谷町の姿ではある程度納得できないような状況がある。そのためにも一つのきちとした組織を設けてまちづくりに邁進しなければならないというそういう考えはもちろんわかります。わかりますけれども、新年度スタートする前にきちとした考えを出すのも1つの手なのか。そうすることによって、新年度からまちづくり推進課ができた時点ですぐ即対応できる、そのようなことを我々というか私は素人ながら考えているんですけども、そこら辺のところの考えも町長からお聞かせいただければと思います。

それと、既に先ほどもというか中心市街地の空き地、あれきのうも出ましたけれども、2件ほどの不動産屋さんの看板が立っております。町長は不動産業者と同様のことはできないという話ございましたけれども、不動産業者と同様のことをやるのではなく、要するに地権者の方々にどのような考えを持っているのかある程度具体的な考えを確認するのが一番最初ではないか。そして、ちょっと話ずれますけれども、この中心市街地のほかに町内に涌谷町のためならどうぞいようにお使いくださいという土地を提供したいという方もおります。そのような方々がとにかくいるというのは間違いのないものですから、集会所、それはいろいろな意味で町長の話しにもございましたけれども、まずい。それなら、例えばグループホームとか、それとあとデイサービスとか、とにかくその地域の人たちがよりどころとなるような施設の考えというものもある程度あってもいいのか。私はそのような思いしているんですけども、そこら辺のところ、町長、考えをお聞かせください。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 災害後の対応等々についてきちっと進まないということについては、私も歯ざしりというんですか、そういう思いでいるということは確かでございます。何とかしなければならぬ、何とかしていかなければならないというような考えは質問者と同様でございます。ただ、行政としてどの程度まで介入できるのか。そういう面からしますといろいろな諸問題等々がありますし、大きくは先立つものということから始まる姿があります。はっきり申し上げますけれども、そういう状態でありますし、今先ほど副町長のほうからもお話しされましたけれども、職員の姿であっちもこっちもそっちもというような事務量を分散するような姿づくりではなかなかいいものが見つからないだろうというような姿であります。思いは一緒です。グループホームをつくりたい、あるいはデイサービスによりどころとする中心市街地に設置したいという思いはいっしょであります。でありますので、それをはっきりと行動に移せるような組織体制をまず整備しないと1つの物事が運ばないだろうという考えもあります。

それでは遅いと言うかもしれませんが、それが行政のしっかりとした組織運営の私は姿であろうと

いうふうに考えております。でありますので、改めてお答え申し上げますけれども、何ゆえまちづくり推進課という今までにない課を新たに設置したのかということについての、その裏はそういう思いであるということをご理解をいただければ本当にありがたいというふうに思っております。

○議長（遠藤釈雄君） 昼食のため、休憩いたします。再開時間は午後1時とします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

〔10番木村正義君着席〕

○議長（遠藤釈雄君） 再開いたします。

○議長（遠藤釈雄君） 9番。

○9番（鈴木英雅君） 私は先ほども言いました不動産屋と似たような仕事をしてくれというのではなく、とにかく地権者の皆さんに納得していただければ町の考えをある程度示して話しすれば地権者の方々も町の施策に対しての応援してくれるはずだ。そのような思いで話しさせていただきました。少なからずとも町のほうでそのような感じで土地所有者、地権者の方々に方向性を示して、そして誘導してくれるのが町の仕事だ。建物を建てるとかどうのこうのではなくその辺の理解をいただくのが町の仕事だというような私は思っておりますので、そこら辺のところを何とかスピードというか来年度なる前に方向性を示していただければまちづくり推進課も新年度になったら即その辺に向けてのまちづくりするための仕事ができるかというような思いで質問させていただいております。そこら辺のところ、町長、先ほども言いましたけれども、思いついたら行動しなければだめだ。町長口癖のように毎回話しされておりますけれども、それをある程度具体化するためにも今回商工会の役員さん方が町の事を案じながら話しされたことが中心市街地の活性化策、歯抜け状態のところを何とかしてください。そういう話でございますので、何とか町としてそこら辺の思いを形づけていただければいいのか。そのような思いでございますので、再度町長の思い聞かせていただければと思います。

○議長（遠藤釈雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、再度お答え申し上げます。根本的には前と話しした内容と同様の答弁になるかというふうに思います。即行動するというような姿でありますけれども、その言葉には間違いはないというふうに私自身思っております。そういうために、これまでにないまちづくり推進課を立ち上げさせまして、町民の方々のご意見を即政策に反映できる、あるいは今課題となっている問題等について速やかに対応できる。組織として行動できるようにしていきたいというようなことでございます。残念ながら、最初に答弁したように、まちづくり懇話会での商店会の代表者の方々から具体的な話が出なかったということでございます。私もこの会議には出席しておりますし、また県の担当の職員のほうからもいろいろとこういう姿の

方向性、あるいはこういう取り組み等々についていろいろと事例等々を紹介していただきましたけれども、何か飛びつく気持ちがないというんですか、意欲が感じられなかったというような姿でございました。

そういうふうな状況でありますと、こちらからやりましょう、あるいはこういうふうにしましょうと言ったとしてもなかなかそれについては、言葉は悪いわけでありましてけれども、町で勝手にやってくださいというような姿になりますと前からいろいろと中心市街地活性化に向けた町の事業として何度か取り組んできましたあの同じ事例になる姿というものがあるのかというような思いであります。でありますので、もう少し具体的な姿を今後示しながら、汗を流してもらうところは商店会の方々に汗を流してもらう。そして我々もその思いをしっかりと受けとめながら同じ方向の課題解決に向けた取り組みをしまいたいというのが今の我々に与えられた業務かというような思いであります。何とかしてあげたい、何とかしなければならぬという気持ちは同じでありますけれども、それを行政としてそれ以上の枠を超えるという姿には個人、あるいはそういう特定の所有者の持ち物でございますので、それ以上の踏み込みというものは果たしてどういう姿があるのか。もしそういう要望等々がありましたら、これまた答弁したように意向を十分酌み入れながら町としてやれる分野の姿を前向きに計画を立てて整合性を取り入れられるような姿をつくりながら議会の皆様さんをご相談をしながら実現をしまいたらなければならないかというふうに思っておりますので、よろしくその辺のところの手續、あるいはそういう対応等々についてはものの段取りがあるということをよろしくご理解をいただければありがたいというふうに思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（鈴木英雅君） 具体的なものをまず示してというような話でございましたけれども、そうすれば一番やりやすいのか。そのような思いはございます。昨年常任委員会のほうで町長も同行していただきまして青森県新郷村というところに視察研修させていただきました。行政視察させてもらったんですけども、そのときの須藤村長、2,000人の人口でありながらあのぐらい元気な村。先ほど教育厚生の方委員長のほうからも話しありましたけれども、小さい村であっても厳しさが自然環境の厳しさがかなりひしひしと感じて、このまま負けていられない。とにかく何とかしなければならぬという思いで2,000人の村があのような元気な姿になっております。その須藤村長の話によりますと、とにかく100の手を打って1つでも当たればいいんだ。そうすれば村民が理解してくれる、喜んでくれるという話、挨拶の中にございましたけれども、そういうような思いというのがかなり大事なのか。

それで、町長、先ほどの話の中にも職員が必要以上に1人当たりの仕事量以上に仕事をこなしている。そういう話もございましたけれども、それは十二分にわかっております。もっと職員の皆さんにフットワークの軽いような仕事させてやりたい。そして、楽な仕事させてやりたいというのはわかりますけれども、それとこれとはまず別で、いかに町長の手腕、政治力が期待されているのか。町民はそこら辺のところを町長に対しての期待を抱いているわけでございますので、きちっとしたまちづくりの姿をあらわしていただければ私が今言っていました中心市街地の活性化策、おのずと出てくるのか。そのような考えでありますので、ぜひ新年度、もう時間はございませんけれども、まちづくり推進課というすばらしい課ができるのをとにかく楽しみにして十二分に課が、町民が納得できるような推進課になるようにとにかく期待したい、そのような思

いでございます。そのためにも町長の手腕をきちっと職員の皆さんに納得していただいで進めていただければと思います。

次に、涌谷町内、先ほどの話とも多少ダブりますが、全世帯の5.3%の空き地がございます。その空き地を町長の最初の答弁の中にも何とかしなければならぬという話がございましたけれども、それもとにかく早急に手を打っていただかなければならぬ。区長さん方何人かと話しましたが、とにかく俺たちも困っているんだ。連絡とれるところもあるし連絡とれないところがほとんどだしというような感じの話もございました。そこら辺のところ、例えば各39の行政区の中で町の中、要するに市街地のほうが空き地が結構多く見受けられます。件数も多いです。そこら辺のところ、とにかく危険を考えれば早速手を打っていただかなければならぬということを区長さん方も話しておりますけれども、そこら辺のところ、町長、具体的に各行政区の区長さん方とか相談していただいで、はっきりした今現在の戸数が何戸ぐらいあるものか、そしてどのような状況なのか、もし調べられるのであれば調べていただいで早速手を打っていただきたい。そのような思いなんですけれども、そこら辺のところ、町長、考えお聞かせください。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、質問の2点についてお答え申し上げます。

最初の中心市街地等々の対応策について、私自身は思いは一緒でございますので率先してやりたいという気持ちがあります。ただ、受け手のほうが勝手にやってください、調べて勝手に計画書つくってやってくださいというような姿では前に進むのも進まないだろうというようなことで、何回も同じことを繰り返しますが、そういう思いを持ってまちづくり懇話会を開催したわけでありまして、残念ながらそういう思いというものが我々に聞き届けられることができなかった。今度は行政として組織をもってやれる面については行動をしなければならぬという姿でございますので、もしそういう具体的なそういう話等々が議員さん方であるならばこちらもしっかりと計画をつくって、個人という姿ではなく町おこし、まちづくりという全体の姿を考えて対応しなければならぬというような考えでおりますので、その辺もあわせてご理解とご協力をお願い申し上げたいというふうに考えております。

そしてまた、2点目の空き家等々の姿でありますけれども、これについては危険なところ、特に危険なところといえども公共的な状況で危険な姿、道路に覆いかぶさっている、あるいは交通上支障がある等々のことに対してはこれまでいろいろと手を尽くしながらやってきておりますし、今もやっております。ただ、個人所有のそういう空き家について果たしてこちらのほうから勝手に同意を得たとしても取り壊す方向で話を持っていったいいのかどうなのかという意向等々についてはなかなか難しい姿があるのではないかとこのように思いますけれども、そういう具体的な意見があるならばどんどんこちらのほうにお寄せいただいで、意向を、所有者の所在等々も確認の作業もしていきたいというような考えを私自身は持っていますし、やらせて今までもきていますので、遠慮なくそういう面についてはお知らせいただきたいというふうに考えております。

ただ、何回も何回も話しますが、空き家対策等々については原則的にはあくまでもその所有者の認識があるということが行政としての民事的な姿の中での不介入がございますので、もし向こうのほうから何とかしてくれないか、何とか協力してくれないかとかそういうものでご相談だとかあるいは地域の方々か

らそういう姿があれば、これまでもやってきておりますのでその辺は議員さん、ご了承いただきたいというふうに思っております。決して何もしないでほったらかしにしておくというような姿では今までやってきたわけではございません。認識、よろしく申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（鈴木英雅君） 空き家対策ですけれども、まず所有者に対しての意向調査、そして意向調査の結果、要するに自然と意向調査すれば所有者の方の認識も表面に出てくるはずですので、そこら辺のところは、例えば第1段階区長さんに空き家状況を確認して、そしてその確認した上で意向調査するとか、何か手を打たないとまずいのか。それで、町長、さっき答弁の中で話ありましたけれども、今もやっていますという話ありますけれども、今もやっているんですか。データのものは先ほど言いましたように平成21年亡き菅原議員さんが質問したのに対して担当課、その当時の担当課が区長さん方において数字を出してもらったのが先ほど言った数字なんですけれども、もし最近のその数字あれば多分そんなにもしやったらとすれば数字的にはそう違いはないと思いますけれども、そこら辺のところ、具体的なものを示してもらわないと何一つ改善にならないのかと思うんですけれども、そしてその空き家なんですけれども、最初の答弁の中にどこかの自治体で空き家バンクをやっているという話、町長の口からありましたけれども、それは多分山形県の最上町のものだと思います。かなり……。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） その件について、改めて申し上げますけれども、空き家といってもいろいろな空き家があると思います。家財がいっぱい入っている空き家もありますし、入れないような空き家もありますし、相当金をかけないと修繕できないような空き家もあります。その辺のところ、同じ空き家としてもいろいろな家屋によって中身が違ってまいります。そういったことに我々として具体的にどう対応していくかということは所有者の意向があるし、貸したいと言っているけれども入れない、あるいは量を変えなければならないとかそういう意向等々もあった場合の対応というものはいろいろ難しい姿があるのかというような思いでございます。でありますので、外形上はいいかもしれませんけれども、中にそういう事情とかそういうものがあつた場合の姿というものが現実今あるわけでございますので、その辺も掌握した中でお話をさせていただかないと、なかなかこれは難しい問題だろうというような思いでございます。その辺のところは認識していただければいいのかというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） ご苦労さまでした。

次に、6番大平義孝君、登壇願います。

〔6番 大平義孝君登壇〕

○6番（大平義孝君） 6番大平でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず質問事項1、今後の水洗化率の向上と方策についてでございます。接続率の向上はもとより、公共下水道受益待ち地域の合併浄化槽対応負担が大きいものと考えております。さらに、計画の見直しによる除外地域などの水洗化負担のあり方をどのように考えているのか。長期の計画に基づく事業の進捗を、皆さん待っているわけでございますので、そのことは理解をしながら事業の進行中に計画区域においては世代交代が進んできております。核家族化による高齢世帯の増加に伴い負担の過重感となって、なかなか待ち切れない

し接続もできない。反面、若い世代の家庭では下水道の管路の伸長がこれこそ本当に待ち切れないなど、接続を待っている間に個別個人の生活環境がどんどんと変わってしまっているのが現状ではないかと考えております。

この相反する状況がさらに事態を複雑にしている、そのように考えておりますけれども、その状況を解消し水洗化率の向上を図るために何か施策を構築し、真剣に考えていく必要がある。今回この震災を境にさらにそういったところを考えなければならぬのではないかとというふうに考えておりますので、そのことについてお伺いをいたします。

質問項目2、涌谷町雨水排水計画についてでございます。涌谷町雨水排水計画は策定をしましたと通告書には書きましたけれども、年度内に策定をするということございまして、まだきちんとしたものではないと思いますけれども、今後関係地区に内水排水事業等を早急に実施していくべきであるが、どのように進めていくのかをお伺いしますということで通告いたしておりましたけれども、常任委員会、そして行政報告で説明をいただきました。都市下水道としての雨水排水事業、都市計画区域内だけに限定されますが、町の財源にも最も負担の少ない事業であることは理解をいたします。常に内水に悩まされている町内街区の各地でも水害排除を実施に移していく計画は本当にすばらしい計画であり、すばらしい決断をいただいていると思っております。

町民皆様からもこれは理解を得られるものと確信をいたしております。その上でですが、事業着手に時間を要することは多くの手続、関係団体、一番大事な地域の住民の皆さんとの説明協議等をクリアしなければならない。それからでなければさまざまな前に進むことができないんだということをご説明をお聞きしまして理解はできております。しかし、避難勧告を出した下町地区を中心とした都市下水路の改修を優先順位の1番にいただいた。それも本当に町できちんと対応するという大きな気持ちがあってそのように対応していただいた、そのように感じておりますが、雨の降る時期はもうすぐそこにまた来ております。被災を経験された地域の皆さんの心配心労を軽減する措置も必要であります、その対策を含めてお聞きをいたします。

○議長（遠藤釈雄君） 町長。

〔町長 安部周治君登壇〕

○町長（安部周治君） では、6番大平義孝議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず1点目の今後の水洗化率の向上と方策についてのご質問でございますが、現在、合併浄化槽の補助対象につきましては公共下水道事業認可区域外及び農業集落排水事業採択区域外に居住する方々を対象として交付いたしております。近年、公共下水道への接続率がなかなか上がらない状況が続いておりますことはご存じのとおりでございますが、1番の要因は人口減少とあわせ少子高齢化が急速に進展していることとあります。一方、公共下水道事業建設事業につきましては、これまで約102億円の事業費を投入し、下水道整備を実施してきましたが、借入金である償還に係る一般財源の負担が過重になってきていることに加え、一昨年に発生した東日本大震災の復旧・復興事業を最優先としていますことから、認可区域未整備地区への財政投資につきましては非常に厳しく、昨年の9月定例会におきましてもこれ以上の建設事業費の投入を避けるために、さらに事業認可区域面積の縮小、変更を実施する予定であることを申し上げたところでございます。

ご質問にあります、計画の見直しによる除外地域等の負担のあり方ということですが、これまで同様、接続率の向上による下水道使用料の伸びを目指すことはもちろん、今後認可区域面積の縮小により生じる合併浄化槽設置に対する個人負担の公平・不公平の解消をいかにすべきか等について、早急に検討すべきというふうに認識しております。と同時に、認可区域内に居住しいまだ下水道に接続していない方々への計画変更と浄化槽設置推進につきましても、地域説明会等を行いご理解いただきたいと考えております。しかし、平成23年度に事業認可変更を行い、認可区域面積の縮小を行ったばかりでありまして、再度事業認可変更を行うことは大変困難であると思われまます。国、県に対して町の財政状況等についてこれから誠意を持って説明していかねばならないと考えているところでございます。今後とも、公共用水域の水質保全を行い、生活環境の改善を図るため、最善の努力をしていく所存でございますので、ご理解願います。

次に、2点目の涌谷町雨水排水計画についてのご質問でございますが、既に行政報告で担当統括主幹から補足説明したとおりの内容でございます。都市計画区域内の563.8ヘクタールを江合川右岸8排水区、左岸3排水区の全11排水区の現地調査を行い、排水能力を把握したところでございます。現地測定の結果、特に浸水被害を受けている市街地では地盤沈下等による勾配不足や、逆勾配による排水能力不足、経年変化による水路断面狭小に伴う能力不足の箇所が多く確認されました。

また、過去30年の仙台観測所の降雨データをもとに確率降雨強度を5年、7年及び10年確率の3ケースについてあわせて算出してあります。その結果は同じ行政報告で補足説明されたとおりでございます。算出した60分降雨強度は、1時間当たり5年確率で38.2ミリメートル、7年確率で44ミリメートル、10年確率では50.1ミリメートルでございました。当町に一番近い鹿島台観測所の60分降雨量を見ますと、7年確率で1時間当たり44ミリメートルは過去3年間で2回、また40ミリメートル以上は5度起きております。特に44ミリメートル以上の降雨量は西暦2000年以降は3回と多く、近年の集中豪雨と反映しております。したがって、本計画では近年の60分降水量に対応できる計画にすることによって、浸水被害の軽減を図ることができると判断し、10年確率で基本構想を立てることとしたところでございます。

今後は実施までのスケジュールにつきましては、平成25年度におきましては補足説明のとおり、国、県等関係機関との調整や土地改良区を含め地域住民への事業説明会、さらには制度事業の導入や財政計画等々の検討を行い、水害に強いまちづくりに取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、議会の議員の皆様方にもぜひご認識と、これにあわせたいご支援、ご協力お願い申し上げたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、本事業には先ほど話しましたように建設事業費及び管理運営費を必要としますことから、中・長期的視野に立った事業計画が必要でございますし、優先順位等々についても町民皆様のご理解、あるいは議員さん方のご協力が何分とも必要不可欠であると認識いたしておりますので、どうかご理解とご協力をお願い申し上げて、6番大平議員さんへの回答とさせていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） るるご説明をいただきました。まさにこの102億円を投入し、借り入れももう過重になってきているということでございます。今震災復興に当たってさまざまなことをやっているのではなかなか経常的な推進進捗はできない、そういったところをご説明いただきましたけれども、それであればでございますけれども、なかなか何年たってもという声は町民の皆様方から聞こえてくるわけでございますけれども、

実際この事業計画が始まってから一番末端に行くまでに何年の計画であるということは、もちろんご説明をなさっているものと思っておりますけれども、それから14年、もうそろそろ平成4年に認可されて5年に整備が始まっておりまして、20年です。11年から供用開始しておりますので、もう14年たっております。先ほど申しましたように、世代交代やらがかなり進んでおります。14年説明受けてもう20年、30年の計画だから説明受けていてもさまざまな形で世代が交代していつてすぐ欲しい人、要らない人、さまざまあろうと思えます。

それで、先ほど町長から説明いただきましたけれども、この管路の伸長を待っている間に合併浄化槽を対応して、これは全て個人で対応ということに涌谷町ではなっておりますけれども、そういったところを個人で全て対応していただくのではなく、何とか補助事業の中できちんと取り組んで、それでそのことを合併浄化槽の使用そのものの中で全部町民の方が負担するのではなく、公共下水道管路が進捗してきた際には負担を軽減するなり負担金をいただかないなりといったような方策をとれるのであれば、待ち続けている人も安心して合併浄化槽を導入する、合併浄化槽をしても管路が来たら下水につながなければならないのでどうしたらいいかというようなそういうこともこの14年間でさまざま皆さん考えながら水洗化をためらったり、自分でなさったりしているところもあろうと思えますけれども、そういうところの改善をやっていくという考えはお持ちではないのでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） この下水道、農集も含めてですが、この事業の始まりと現在までの経過、相当長期間を要していまだに具体的に完成に至っていないということはお案内のとおりでございます。その間、いろいろと計画等々について模索しながら進めていき、そして幹線工事から枝線、そして面工事へと進んできた姿でございますけれども、時代の流れの経過とともに今お話がされましたように各家庭でのいろいろな変化が生じてきていることは我々も承知しております。でありますけれども、地域が全体として同じ思いである姿であればこの敷設にしても、あるいは接続にしてもしやすいのかという思いでありますけれども、いかんせん、うちのほうでは要らないと。せっかくここまで屋敷近くまで来た姿であっても私のほうは環境が変わりましたから要りませんというような状況になって、その影響が隣近所にも影響を及ぼすというような姿が今の散見される姿ではなかろうかというような思いでございます。

でありますので、地域等々においてそういういろいろな変化があらわれてきている状況を総合的に判断をしなければならない時期にも来ておりますし、先ほど答弁申し上げましたとおり、認可区域の縮小等々も今後の方向性から見ますとしなければならないこともやむを得ない措置といえますか判断であるかというような思いもでございます。そういう面で、いろいろな個別的に対応するということが一番ふさわしい姿であろうかというふうに思いますが、全体のそういう計画の中での区域の中の方々に対しては、それを曲げてというところちょっと強い言葉になるんですが、ご協力いただいて接続にぜひご協力いただくことが今のこの公共下水道事業、あるいは農業集落排水事業の一番の良策だというふうな思いでございますので、その辺はいろいろと意見があると思えますけれども、その線で今進めておりますのでご理解をいただければありがたいというふうに考えております。

確かに難しい問題が今どんどんと発生していることは私のほうにも伝わってはきますけれども、個別に対

応したら本来の姿の事業はどうなっていくのかというような姿から見ますと、大変恐ろしい状況が発生するかというような思いでございますので、ご認識しながらご理解をいただければありがたいというふうに思っています。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） 14年たって待っている人、待っていない人出てきた。個別に対応するとこれは町長言っていることは不公平になるということだろうと思いますけれども、不公平になると言いながら水洗化率、接続率の向上を図れないとすればこれから待っている方に管路を推進して行って公共下水道を使ってもらうという計画をきちんと何年後にやりますからこういうことですと示しながらやっていかなければ待っている方は大変つらいものだと思っております。

そういったところをきちんとこの忙しい震災復興のさなかであっても、財政的に苦しいから認可区域を減らしてでもそこで切るんですか、切らないんですか、やるんですか、やらないんですかということをきちんと待っている方にお知らせしなければ公平・不公平もなかなか難しい捉え方が出てくるのではないかと思います。今まで待っていた方は不公平ではないんですかということになりますので、これは時間と計画年数があるわけですからなかなか難しい議論になりますけれども、そういったところも考えながら対応できないのかということでございますので、いかがでしょう。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（菅原孝治君） 確かに下水道の普及関係につきまして、今公平・不公平の話が出ました。整理してお話ししますと、認可区域は事業を実施するわけでございます。ですから、ただ、認可区域の見直しを行ったという話もございまして、一番は当初認可区域入っていた区域が区域外になるという縮小の見直しでございます。その縮小された区域の方々には十分な説明が必要でございます。そして、その認可区域から外れた部分の方々をどう対応するのかというのが一番の問題でございまして、認可変更する場合は、担当課のほうで今検討しているのはそのことなんでございまして、従来認可区域から外れた区域については合併浄化槽という形の助成制度をやっております。そういうふうに振り向けられないのかということで、第1点、今検討している最中だというふうに思います。

そのことも含めて認可区域から外れた皆様に説明しなければならないというふうに思います。ただ、その負担のあり方、区域外に外れた方々が現在合併浄化槽でいただいている補助と同等なものにするのがいいのか。ただ認可区域から外れたということで従来の下水道で負担していただく負担のあり方がいいのか。そこら辺は非常に悩ましい部分がございますから、そこら辺は公平性を欠かないような形で制度設計しなければならないというふうに思っておりますけれども、そういうことで、町長の最初の答弁の中で早急に検討すべきと考えていますと言ったことはそのことなんでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） 負担のあり方、制度設計をするということでございますけれども、私考えるのには、今まで町で助成をしながらというのもちょっとおかしいんですが、助成をしながら合併浄化槽に取り組んでいただいた方と同等にして、であれば不公平にならないでしょうし、町で取り組んできた合併浄化槽の取り組みを公共下水道なり農集排なりにあわせた支払い額にするような方向でこれからこの機会ですから検討し

ていきなり、そういったことで進めていければこれは水道の利用向上とか水洗化するための下水道の料金とか、そういったものも勘案しながら合併浄化槽、個別設置型の浄化槽にこれから市町村型つくってくれというのも無理なお願いだと思いますので、そういった公共下水道にどんどんとぎ込んできた財政の資金をこれから34年までですから、一番ピークになるのが、35年までかかって支払っていく上に公共下水道の管路をどんどんとまた推進していくということになればかなりの、今町長首振っておりましたから推進しないだと思いますけれども、しないのであればかなりの財源がこれから出ていくところをとめられる。それは幾らかを使えばそういった仕組みができるのではないかというふうに考えておりますので、町長、検討していただけないのですか。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（菅原孝治君） 確かに算術的にはそういうふうな考え方になるかとは思いますが、実際に、ご承知のように、前の伊藤議員さんからも質問ございましたように、現在の下水道事業では新しい事業はほとんどやっております。その中で繰出金は上がっていく。それはなぜかという、これまでの借金を返しているという状況でございます。それがあと何十年という形で返していきますので、その金額は、これも前に話したように下がっていかないわけです。軒減していくのは34年というかそこら辺のあたりからだというふうに思いますけれども、そういうことで、実際にはいろいろな制度を取り入れるにしても財政状況厳しいことは確かです。ただ、その中から区域を変更してするというのであれば、それなりの対応をしていかざるを得ない。約束事ですから。ある程度長期にわたる約束事の中でそれは別な形でやりますという形になれば率先してそこに合併浄化槽なりを設置したいという方に対してはある程度の対応をしていかざるを得ないんだろうというふうに思っておりますので、そこら辺の制度設計は財源を見ながら、前の例、合併浄化槽の補助の例もございますから、そこら辺を参考にしながら十分納得いくような公平公正な制度設計をしていきたいというふうに思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） 財源は34年まではどんどんと支払いがふえていく。しかし、反対に考えれば管路を進捗しない、この進捗する財源はどうなるんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（菅原孝治君） 事業認可区域を縮小して新規の事業というのはその認可区域の部分の一部になりますから、当初予算をごらんになってもわかるように、これから新しい敷設する事業はどんどん少なくなりますので、ただ、その少なくなったものが財源として浮いてくるだろうというお話は、さっき言ったように借財が多いものですからなかなか生まれてこないわけです、下水道会計の中では。もし、制度設計をすればどうしてもその部分は一般財源から投入せざるを得ないということになりますので、そこら辺はご理解いただきたい。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） でありますからでございますけれども、浮いてくるという議論をしているのではなく一般会計から入れているものについて、さまざまな決断をして管路をとめてしまうわけですから、その先の皆様ならずですけれども、合併浄化槽これから農集排区域外のところも合併浄化槽にならざるを得ないわけ

でございますので、そういったところの方と今まで来ると待っていて来なかったところと、整合性あるような形で補助事業なりをつくるのであればそんなに大きな町のそれこそ町税なり何なりを食いつぶすようなことにはならないのではないかと私は考えるんですけども、そういった考えはどう考えてもならないんですか。そのところを。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（菅原孝治君） 同じなんですよ。ただ、下水道事業会計の中からその財源は生み出せませんから、なかなか。ですから、一般財源から投入せざるを得ないんですけども、ただ、認可区域から外れた部分の方々に対してはそういうふうな制度設計をした形の助成制度をつくる。その分の財源としては一般財源から出さざるを得ないだろう。ただ、その中では補助事業ですから、補助事業で対応できるかどうかまだわかりませんが、その中で補助金を除いた一般財源としての手出しは出てくるということでございます。ただ、それは何としてでも捻出していかなければならないということでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） 何としても捻出するというところでございましたので、できればこれから下水道の認可区域から外したところ以外のところでの合併浄化槽の取り組みによる水洗化率向上についての予算というものもそういったところでとっていただきたいというふうに考えております。その点についてはそれではいかがでしょう。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（菅原孝治君） 実際に全体の要望量とかいろいろな数値的なものがある程度把握した中でいろいろと検討していかざるを得ないものですから、今ああだこうだという形ではっきり明確に回答できない部分もございまして。ただし、基本的には認可区域から外れた部分については、何らかの形で対応せざるを得ないということでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） それでは、そういうふうこれから一生懸命考えていただけるということと私は理解をいたしましたので、次に雨水排水計画についてでございますけれども、先ほど述べましたけれども、非常に一生懸命頑張ってください、非常にいい計画を立てていただいたと思っております。その上で、先ほども申しましたけれども、避難勧告の出たところ等についてのさまざまなこれからの対応についてでございます。

1年、2年待っている間に先ほどの町長の説明の中の降雨量いつくるかもわからないといった地域、どなたかも申しましたけれども、町長の地元でございます。だから優先順位にしたんだと言われないようにするにもきちんとしたこれからこの事業計画が工事として形にかわるまでの間にもその雨水排水のさまざまな対策は施していかなければならないのではないかと考えております。それをどうするかということが町長の頭の中にもしあるのであればとりあえずのところでございますけれどもお聞かせをいただきながらまた質問をさせていただきたいと。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 質問の中でちょっと認識がまだ違っているところがあるとちょっと判断しましてお話

ししますけれども、昨年というか本年、700万円の雨水排水状況の調査町内について測量等々をやって調査していただいたその結果が出たということで、そういう結果に対応するためにはこれだけの計画が必要になりますし、これだけの金額がはじき出される状況がありますというようなところであります。でありますので、優先してやるとする4カ所、左岸と右岸等々についてでありますけれども、大体おおむね17億円以上の姿全体の計画を全部対応するということにつきましては、65億6,600万円、約67億円ぐらいになる可能性は十二分にある。それを1年や2年で即対応できるというようなことではありませんので、今度皆さん方、議会の皆さん方、あるいは町民の皆さん方にこういう状況で工事をやりたい、こういう状況で整備をしていきたいということを示しながらどれをどのように具体的にやっていくか、実施設計、基本計画とか実施設計がこれから必要になってきますので、そういう姿で対応するということが歯がゆいような姿でありますけれども、時間のかかる大きな事業だというふうに改めて調査した結果出たわけであります。

これをそのままほったらかしにしておくわけにはいきませんので、ぜひこれは着手して進めていかなければならないというのが私の考えでございます。それまでの間、あすにでも大雨が降るかもしれない、あるいはことし中に2回、あるいは3回の台風とかそういう豪雨に近いような状況が来るというようなことは当然予想しておらなければならぬということが今の姿でございます。それについては、いろいろと前にもお話しした経緯もありますけれども、内水が出た場合、江合川の水が増水した状況でなければ排水は順調にいくのかというような姿であります。去年の5月3日、4日の関係については内水は出なかった。江合川の増水はしましたけれども、内水はそれほどではなかった。その前の年の平成23年9月21日、台風15号については排水ができない、内水が排水できないような状態になったということでありました。たまたま、あの日は9月定例会の初日でございます、一般質問があつて、私が逃げるわけにいかない、ここから離れるわけにはいかなかったということで、対応がおくれてしまったということが今反省の姿でありますということを前に話しました。

そういう面からしますと、あの1度の経験が今後のために生かすためにはいろいろな教訓というものを踏まえて国交省なり、あるいは鳴子ダム管理事務所なり、あるいは土地改良区の機関操作等々についてあらかじめもって対応策を協議しておかなければならない。あるいは采配を振るっておかなければならないというようなことでございます。機関排水が不可能のような状況の場合は、あらかじめ排水ポンプ車何台かを国交省に要請しておいて、早目に配置をすとかそういう方法等々もとらなければならぬのかというような思いでございます。これからそういう状況がこの計画が実施し、完成するまでの間は当分続くだろうというようなことでございます。そのためにできることの作業、あるいは工事等々は優先しなければならぬというような考えで私自身おります。よろしいですか。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） 私も今町長るる説明したことは理解をしながら質問をさせていただいておりますけれども、そういう今町長申された最後の段のことを質問いたしたかった。時間もないんですけども、台風15号、278ミリでしたか、あのとき雨が降った。そのときの経験を生かしてこれからさまざまな関係機関なり国交省なりと協議をしていかなければならないと。今協議をしましたということは私聞きたかったんですけども、いまだにまだその協議がきちんと整っていないと理解をしてよろしいのでしょうか。そのところ

は土地改良区とかそういった関係団体もあるわけでございますから、それははっきりしておかないとまた同じことが起きてしまうということになるかと思いますので、その辺のところはいかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） すみません、言葉尻では申しわけないんですけども、協議しています。ただ、現場というものは生き物でございますので、協議した以上の姿が現実には状況が変化するということがおおむね考えられるというような状況でございますので、さらに煮詰めていかなければならないというふうに考えております。なお、前にもこれまた話ししましたけれども、去年の5月3日から4日にかけての低気圧による江合川の増水等々について、おかげさまで決壊をしないで済んだその陰には、江合川も結構増水したということとあわせて鳴子ダムと北上川の分流堰の堰との調整がうまくいったために江合川の水がスムーズに流れたということで、流れが早かったために涌谷町内の江合川に滞留速度が速かったというような状況でございます。そういう連携というものは前の年の経験を踏まえたことによる連携のうまくいった姿だったのかというような思いでございますので、なおさらそういう状況等々をあらかじめ把握した時点で手を早目に打つというのが水の対策でございますので、何事もその辺もしっかり頑張っていきたいというふうに思っています。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） 連携しないとどうしようもない。これは本当にお役所もそのとおりでございますけれども、水は高いところから低いところに流れる。低いところに住んでいる人は非常に迷惑するんですけども、高いところにいる人はよかったよかったと言っていけば済むということにならないように、全町民同じ気持ちで水に接していく。本当に緑豊かな江合と迫、そういった憲章のある町でございますので、そういったように進めていくためにでございます。今3分まだありますけれども、それでですけれども、一番問題となるのはどなたも理解していると思うんですけども、今回水が出たときにゆうらいふの駐車場、1段低くつくってあります。あれは考え方としては調整池の設計である。そこに水入りました。保育所の園庭も水増しになりました。それだけ水のはけない公共下水道が下町の裏、副町長の家の裏を流れております。そういったところを今いつ降るかわからない雨に恐れてばかりいてはだめだろう。手をこまねいているだけではだめだ。その水をどのように佐平次なりに佐平次から江合川になりといった形でこれからの雨季に向かってさまざまな方策を立てていくかということの考えも非常に地域の人たちならずその下流にいる方たちも心配して見ているのではないかと思います。

あの町有地1カ所に大きな井戸でも掘ってマンホールポンプ車1台1,200万円、300万円で購入していざ何かあるときにはそのポンプでそちこちの水を汲んで歩くといったような私はそれぐらいのこの工事7年も8年もかかって何十億円かかる工事の前にそういった予算を使うならそういった使い方も、もしあるのではないかということをご提言を申し上げたいんですけども、このことについてご返答を。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、最後になるかというふうに思いますけれども、ご答弁申し上げたいというふうに思います。

特に、今お話いただきました小塚を最下流地と言います江合川左岸の排水路の姿での排水状況をしっか

りと対応しろというような姿でございますけれども、当然、この調査の結果、当然はけないその姿があるだろうということでもあります。でありますので、当初湛水防除事業等々で小塚地区にお願いをした経緯もありますし、そしてその中で北沢排水路2基つくっていただきましたし、そのほかに久助山の排水機場もありましたし、それで十分だろうというような状況でございましたけれども、現実にはそうではなかったということになりますと、あのほかに何かの対応をせざるを得ない、対策を立てなければならないというような考えでございます。

でありますので、優先的にやろうというような姿になりますと、今考えている計画の段階ではありませんけれども、今考えているところ、将来の幼保一元化のために買い上げた下町ゆらいふの東側のところの盛り土をした部分の対応を検討しなければならないのかというような思いでございますし、当然それについても自然流下というような姿ではちょっと難しいところがあるろうというようなことも想定しております。具体的な計画が出たときには、皆さん方にこういう計画で策定しましたけれども、あるいはこういう計画で作成したいというような考えがありますけれどもということで、議会の皆さん方にいろいろとご指導いただきながら協議をしなければならない。当然地域の方々にもしなければならぬというようなことを頭の中に思い描いておりますので、そのようになればなつたときの皆さん方に対応したい。いずれにしても早急にその事業計画を樹立させようという考えを持っていますので、計画だけは早目につくり、着手後もこれはできた段階で皆さん方に相談しながら実行に移す段取りになればいいというふうに考えておりますので、どうかその時期になりましたならば、あるいはそれまでの間に何度か来る状況がある現象についていろいろと私自身勉強しなければならない流れの姿の状況をつぶさに勉強しなければならない。そしてどの地点をどうするというようなこともあわせて勉強しなければならないというふうに考えておりますので、どうかひとつその辺もあわせてご指導のほどをお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（遠藤釈雄君） ご苦勞さまでした。

ここで休憩いたします。再開は2時15分とします。

休憩 午後2時07分

再開 午後2時16分

〔出席議員休憩前に同じ〕

○議長（遠藤釈雄君） 再開します。

次に、5番杉浦謙一君、登壇願います。

〔5番 杉浦謙一君登壇〕

○5番（杉浦謙一君） 5番杉浦でございます。通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

私は大きく2点にわたりまして質問してまいります。

第1は、今回の政権によります今度の政府の考えどおりに生活保護基準の引き下げ方針に関する質問でございます。政府がこの考えどおりに引き下げを行った場合に、この関連する最低賃金、そして住民税非課税世帯が課税世帯に変わることによりまして税負担が、そして就学援助の問題、そしてまた国民健康保険税、

介護保険料、そして医療費減免制度がございますが、また介護利用料、それへの影響をどのように試算しているのか、まずお伺いしたいと思います。

そして2つ目でございます。女川原発再稼働の問題でございます。女川原発、全原子炉が全停止、稼働停止して2年になります。国や電力会社、多分再稼働を早くしたいと考えていると思いますが、今回見直し作業が進められていた宮城県の地域防災計画、これが正式決定されたとの報道がされております。その中で原子力防災対策編では防災対策の対象地域、女川原発の10キロメートル圏内から30キロメートル圏内に拡大するというので、その中で5キロメートル圏内をP A Z、余り片仮名にするとなかなかあれですが、即時避難をする地域。5キロメートルから30キロメートル圏内を事前に避難対策を講じる地域U P Zを定めたことがこれも報道されております。

町長はこの女川原発再稼働にする反対の立場は現時点でも変わらないのかお聞きしたいと思います。また、女川原発に万一過酷事故が発生した場合、特に大谷地、短台地域の一部が入りますU P Z、この町民の避難等の基本的な考え方を伺いたいと第1回目質問したいとしておきます。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

〔町長 安部周治君登壇〕

○町長（安部周治君） それでは、5番杉浦謙一議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず1点目の今回の生活保護基準の引き下げ方針は、生活費に当たる生活扶助費を3年間で850億円減額する内容となっており、この引き下げ方針に伴い生活保護費を受給できなくなる方があらわれる可能性がございます。確かに質問者のおりでございます。また、市町村で実施される低所得世帯向けの減免制度の多くは生活保護基準に連動しておりますので、生活保護基準が引き下げられればこれらの減免制度の適用基準も今まで減免制度を利用してきていた低所得世帯の中にはこれらの減免制度が該当しなくなる世帯が出てくると考えられます。

具体的には、ご質問にありますとおり、地方税の非課税基準、国民健康保険税の保険料や一部負担金の減免水準、介護保険の利用料の減額基準、障害者総合支援法による利用料の減額基準、就学援助の給付対象基準などに影響が出るものと考えております。これらの影響をどのように試算しているのかとのご質問でございますが、生活扶助費の具体的な引き下げ率や金額等はいまだ示されておられませんので、どれぐらいの影響になるかは今のところ試算できない状況にありますので、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

生活保護につきましては、県が調査認定を行い支給決定しておりますので、今後県と歩調をあわせながら制度変更等への対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の女川原発再稼働問題の対応についてのご質問ですが、12月定例会及び報道関係のアンケート等でもお答え申し上げます。福島第一原子力発電所の事故は国が定めた安全指針に適合した施設であり、安全であると言われていた施設で起きた事故であります。このことから、女川原発につきましては現在よりもさらに厳しい安全基準、あるいは国際的な安全基準を十分に確保したものであっても私自身、現時点で再稼働を認めるわけにはいかないというふうに考えております。

前にも話しておりますけれども、人間が運営する以上、万全という策はないだろうという姿でございます。

施設そのものが安全であると言われてもそれに付随するいろいろな姿がありますので、それも含めた安全というものが今のところ出てきておりません。そういう面からしても、当然私の再稼動ということには認めるわけにはいかないということの気持ちでございます。ご理解ください。

次に、女川原発での過酷事故が発生した際の避難等の具体的な考え方についてのご質問につきましては、2番只野議員にも答弁しておりますが、国の避難等の指針をもとに町民の安全、安心を第一と考え、安全性の確認と万全な安全対策を国県、そして東北電力に対して強く求めていく所存でございます。まだ具体的には何一つ出て具体性のない状況でございますので、ご理解いただければというふうに思います。議員皆様のお一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、5番杉浦議員への答弁とさせていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） では、生活保護の最初の2回目の質問にさせていただきます。住民税の先ほど生活保護基準を引き下げた場合、試算を具体的な国のまだこれからでございます、平成25年度にはすぐには影響はないと国自体がそういうことを出しております。先ほど町長の答弁の中で影響がありそうなものを話をされておりました。住民税の非課税限度額です。生活保護基準を勘案して定めております。生活保護基準の切り下げによって非課税の基準がまた連動して引き下げられるというふうになりますし、国民年金も保険料も保険料の免除のほうです。免除のほうも住民税非課税世帯を参考に設定されています。また、医療保険制度、この高額医療費の所得区分、これも非課税世帯であるかどうか、住民税非課税世帯であるかどうか低所得者の判断基準となっています。また介護保険、そして高額介護サービス費、これも段階区分では生活保護受給者であるかどうか、また住民税の非課税世帯であるか課税世帯であるかを対象にしております、生活保護受給者と住民税非課税世帯は負担はなしというふうになっています。

そしてまた保育所等の保育料、これも住民税の課税状況で決まってくる。生活保護受給世帯、これも住民税非課税世帯に大きな影響が出てくるのではないかと考えております。いずれにしても、生活保護の基準のこの引き下げが税や各種負担で大きな影響が出ていることは明らかではないかと思っております。私が指摘したいのは、就学援助でございます。涌谷町の就学援助でございます。要保護、準保護の認定の基準がございますけれども、万が一今年度は25年度は影響がないということで、26年度から影響が出始めるというふうになるんですが、この線引きです。

これまで就学援助を受けていた家庭がある日というか生活保護ではなくなる、または水準が低くなって非課税世帯が課税世帯になると、一律に就学援助が受けられなくなるのかというような大きな問題になると思っております。お子さんを抱えるところでのこの基準、一体どういうふうな考え方で一律に線を引いてしまうのかということなんですが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） その辺の状況というのは、ちょっと今わかりかねます。国のそういう状況がどのぐらい影響するか。さらに本町においてどのような状況になるのか。その辺も今ちょっとわかりかねますので、ちょっとこれについては直接答えられないんですけれども、いずれにいたしましても、こういうことができるだけ少なくなっほしいと思うと同時に、こういうふうな社会情勢ですので、まずは今できることはといいますと、学校、義務教育、幼稚園ですけれども、保護者の経済的負担をできるだけ少なくす

ということ、できることです。あと、さらには果たしてその中に含まれる部分もありますけれども、今までの教育活動がそういう点で本当に教育効果になっているのかどうか、見合うものになっているのかどうか。その辺を一層検証していかなければならないというふうに、回答になっていないと思いますけれども、ご理解いただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 国が大きくはこれからだと思います。ただし、国が出している対応方針というのがありまして、平成26年度税制改正踏まえて対応することなんでございますが、生活、余り全部読むと大変なので時間がかかりますから、実態を十分考慮しながらできる限り影響が及ばないように対応することを基本的考え方とするということで、その就学援助、そして保育料の免除、児童養護施設等の運営費が対象となるようなんですが、その点はいずれ指導という形で一応県から来るでしょうから、国はそういう考え方でやってきているようでございます。

各省庁もいろいろなその生活扶助基準の見直しに伴いいろいろと今後出してくるということで、国というか各省庁がそういった対応に町にも自治体にもそういう傾向でとにかく影響及ばないようにしろというふうに指針を出してきているのは間違いないので、その点では町で対応しなければならないものは出てくるはずなんです。そして、確かに国で決まっている上限というのは医療費とかそういった点は国で定まっているので町自身で対応するとはできないと思いますが、保育、就学援助等保育料の免除等につきましては町独自でできると思うので、その点の今後の対策というのは必要だと思うんですが、そういった点、再来年の話になるかと思いますが、いずれにしても25年からは検討していかなければならないと思うんですが、どうでしょう、町長。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 正直のところ、その辺の具体的な手持ち資料、今後の行方等々についての分析状況といますかその流れの状況についての判断資料というものがまだ私のところには届いておりませんので、できるだけ担当課を通じて情報収集等々に当たらせたいというふうに考えておりますし、その状況が出たときに財政とのかかわりが一番出てまいりますので、手が打てるところはきちんと打たなければならないのかという思いではございます。そういう状況でございますので、もし資料等があるならば参考として使わせていただきたいというふうに思いますので、お示しいただければありがたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 生活保護というのは大分マスコミ関係からもたたかれているという状況があるんですが、生活が厳しい人、家庭は厳しいところがありますし、そういうところはちゃんと見きわめていただいて突然先ほど町長の答弁にありましたが、いきなり国保と介護保険が高くなる、税金が高く就学援助が受けられなくなると全てにわたって影響受けられることになると大変な問題になるはずなんです。ですから、そういったことがないよう、ぜひとも激変緩和のような形になるかわかりませんが、そういった検討をしていただけるようにぜひお願いしたいと思いますが、この件は終わりにしまして、次に女川原発の問題に2回、大きな2つ目の質問させていただきますが、ことし1月8日河北新報の報道によりますと、東北電力はその原

文そのものですが、女川原発と東通原発の原子力事業者防災業務計画、この修正案を原発が立地する両県とそして市町村に提出し協議を申し入れたと報道されています。

そして、東北電力は関係自治体との協議を経て3月に国に同計画の修正の届ける予定と報じているということでございますけれども、このことにつきましていずれ電力会社、そして宮城県からいろいろと情報が入ると思うんですが、そうした説明、内容を町民に明らかにするべきではないのかと思うのですが、特にUPZにかかわってくる町民の方に対する説明というのもまた必要になってくるのではないかと考えておりますが、先ほど、きのうですか、施政方針の中にも直接触れてはおりませんが、福島第一原発はいまだ収束の道筋が見えてこない状況であると施政方針の中でも認めておられるということでもありますから、今回女川原発でございますけれども、事故に遭った福島第一原発、いまだに収束の道筋が見えない。これは収束宣言をいたしましたけれども、いずれにしても収束した状況ではありませんし、現時点でも福島の場合は1号機から4号機まで建屋内の汚染水がたまり続けている一方の状況でありますから、そういった福島のような状況にならないような対策、そういった県からの内容、今の現状、そういったどういったのが福島がいまや公開されてきている中で女川原発だけが何となく公開、一部公開はしていますけれども、何となく一般町民にはわかりにくいような状況が続いているというのはいかがなものかと思っておりますけれども、町長、どうですか。UPZにかかわらないんですけれども、一般町民に対して明らかにするべきではないのかと思うんですが。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） そのつもりで私は関心を持っております。これは行政だけで対応できる問題ではありませんし、深く町民全体に関わる事案でございますので、状況といいますかそういう情報等々がありますならば何らかの広報手段等々を使いましてアピールしていかなければならないし、理解を求めていかなければならないというふうに思っております。なおさら、先ほども答弁でお話し申し上げましたけれども、行政報告の一番大きな関心ごとになるのかというような思いでございますので、しっかりとした情報等々を入手しながら現実の状況はこうだということを説明しながらご理解をいただかなければならない。理解というよりもお知らせしておいて、心構えという姿を持っていただく必要があるのかというふうに思います。危険なものだということの改めての認識というものがUPZが指定された2地域でありますので、その地域のみならず、町民全体に感心を持たせるその姿づくりはしていかなければならないというふうに思っております。

まだまだそういう意味では私自身資料不足でございますし、特に女川原発のほうから具体的な現況等々の資料というものがチラチラは入ってきているんですけれども、全体像がまだ見えない姿がありますので、そういう面についても情報収集したいというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） それに関連して、今回大分ご苦労されたと思うんですけれども、涌谷町地域防災計画策定されまして、特に第7部原子力災害対策計画、読ませていただきました。つくった以上は何らかの今後の先ほど町長が女川原発の話していますけれども、この防災災害対策計画。一番多分町民が関心を持っている計画だと私は思います。そういった点ではこれを周知といいますか先ほど答弁されましたアピールとか、していかなければせつかくつくったものを何らかの町民に出すというふうなことも必要なのではないかと考えているんですが、きのうの行政報告の中でもいろいろと協議を重ねてきたものでありますし、またその都

度見直しをされるという話もされておりましたので、その点は余り具体的に避難のとかというのもどうかのかわかりませんが、そういった点ではアピールが必要なのではないかと考えていますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 当然そういう姿でいかなければならない。ただ、通り一遍で説明してもわからないところがありますので、話によりますと東電さん、東北電力さん、あるいは女川原発さんもしそういう説明会等々があるならば私たちも同席させてくださいというような話もございますので、連携をとりながら具体的な危険度、あるいは町民が考えている心配度等々についてお話ができるものだというふうに考えております。我々もしっかり勉強しなければなりませんけれども、何しろ姿が見えないものを対象としなければならぬだけに、どのように具体的に判断をして対応しなければならぬのかということについては測定値が出たというだけで果たして判断できるのか、判断して我々ができるものなのかどうかということについてもまだまだ難しいところがございますので、その辺も情報等々もとりながら具体的にどう進めていったら一番町民の方々に納得ということではなく理解がされる姿があるのかというふうに、せめてもの思いを示していくのが我々の仕事だというふうに思っております。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） もう少し。4ページ当たりですと、過酷事故想定しているようなんですけれども、私読んでみて一番問題というのではないですけれども、そもそもなんですけれども、女川原発を想定しているんですけれども、廃炉に進めるとしても再稼働にしてもいずれ危険なんです。どちらにしても災害が起きた場合は危険なことは間違いない。稼働しているのがもっと一番危ないんですけれども、この前提は想定は再稼働前提で考えているのか。それも廃炉を進めるかストップしている今の状況のことを想定しているのかということ自体は一切書いていないというんですけれども、そもそもそんな状況はどういう状況でつくっているんですか、これは。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それについてお答え申し上げます。そもそも、UPZということにつきましては具体的に女川原子力発電所から半径30キロメートルという線引きがございます。ということは、女川原子力発電所からということですので、そこに現存している間という姿で認識しなければならない。稼働するしない別、廃炉としても現存している、廃炉としてなくなったのであれば話は別でしょうが、廃炉となっても現存する以上は対応しなければならないその姿で計画に盛り込まなければならないというふうに私自身認識しております。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 実は私もそう思っているんですけれども、県はつくりました。ただ、国はある程度ちょっとした指針は持っているかもしれませんが、明確な指針というものはない。それは一番私は危険だと思っているんですが、たまたま涌谷町がその30キロメートル圏内をUPZということでこの多分この計画を防災計画を特に原子力災害対策の部分をつくれといった指導というかあるので、つくらざるを得ない。30キロメートル圏内から30キロメートル以上の自治体はつくってありませんから、その点につくらざるを得ないと

私は、国がそういった点でつくらない。自治体に任せているという状況で、私一番危険だと思っているのはこの地域防災計画をつくりました見直しをしました。これで女川原発再稼働させてくださいときっとくるはずです国は。電力会社も来ると思います。あらゆるところで30キロメートル圏内で計画を持ちました。大丈夫ですというふうになった場合に女川原発は再稼働させても大丈夫だ、させてくださいと必ず来るのを町長はどういう対応で今後臨むのかと私はこれをつくったことでお墨つきを与えてはいけないと私は思うんですが、町長、私もこれで最後にさせていただきますが、どうですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） つくって安心という姿は私自身は持っておりません。何回もお話しします。UPZの圏内に入りましたので、新たに涌谷町が作成する義務が負わされております。つくったならば、これが担保にされるというような状況ではないというふうに私自身も判断しています。国の規制委員会でお厳しいその姿を示している状況でございますし、たとえ厳しい条件、あるいは整備等々がクリアされたとしても現実に福島第一原発事故が起きていますし、そしてまたチェルノブイリの事故も起きていますし、あるいはその前の広島・長崎の原爆による放射能汚染というような姿も日本人として見ておりますので、どうい影響が起きるかということが我々の想定に頭の中には描けないのが当然だろうというふうに思います。確かに経済対策等々から見ればそういう姿もあり得るかという思いでございますけれども、我々は生きている以上、安全で安心できる平穏な生活をしなければならない国民としての姿がありますので、そういう危険な姿である以上は抵抗しなければならぬというふうに感じております。

30キロメートル圏外だと影響はないというのは福島第一原発事故のあの姿から見たら、30キロメートルどころではない。風の向き、あるいは気候、あるいはいろいろな気象状況によって変化もしますので、一概に30キロメートルということでは線引きもできないだろうというふうにも思っております。そしてまた、今大事な姿というものはまれのまれなんでしょうけれども、隕石の落下も問題もありますし、さらに隣の国のそういう状況も考慮するような姿になりますと、存在する以上は常に危険にさらされているということは国民等しく認識しなければならないというふうに考えておりますので、その辺もあわせた対応ということも今後国なり、あるいは県なり、あるいは担当する部署等々に対しての安心という姿を要求する必要性もあるかというふうに思っております。

何回も話しますが、安心はないだろう、安全はないだろうという考えは私自身死ぬまでは持ち続けなければならないだろうというふうに思っております。

○議長（遠藤稔雄君） ご苦労さまでした。

次に、14番大泉 治君、登壇願います。

〔14番 大泉 治君登壇〕

○14番（大泉 治君） 議長のお許しができましたので、一般質問をさせていただきます。

一般質問2日目、それも10番目ということで、大変皆様お疲れのところでございますが、もう少しおつき合いを願いたいというふうに思います。

それでは、質問に入ります。

昨日、復興まちづくりマスタープランについて11番議員が質問いたしております。テーマは同じでありま

すけれども、医療福祉保健介護を先進的に取り組み、特長あるまちづくりをしている我が町にとっては命と健康を守るまちづくり、これを目指した復興まちづくりマスタープランは私にとっては期待の持てるすばらしいプランであるというふうに考えております。24年度においては、計画に沿って着実に事業推進されているというふうに感じておりますし、町長はさまざまところで、生薬を活かしたまちづくりマスタープランを策定して、それに基づいたまちづくりを進めていきたいというふうに常々挨拶され、PRに努めております。

しかしながら、各種講演会への参加人数とかは限られた人たちで、決して多いとは言えないというふうに思います。試験栽培についても共生の森という方々ということで、これも限られた方々で住民への周知と広がりが見られない。せっかくのプランをプランで終わらせないためにも住民啓発と周知、これにより共通認識に立った上での事業展開の実施に向け運営や実施には役所から主体を住民に移す必要があると考えております。特に、生薬を活かした健康まちづくりの分野においては各種団体等が加盟する、仮称でございますけれども運営推進連絡協議会、このようなものも設置し住民に主体性を持たせるべきではと考えておりますので、ご答弁をお願いいたします。

○議長（遠藤稯雄君） 町長。

〔町長 安部周治君登壇〕

○町長（安部周治君） それでは、最終になりますけれども、14番大泉 治議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、この趣旨についてご理解いただきましたことを冒頭御礼を申し上げたいというふうに思います。

この復興まちづくりマスタープランの策定につきましては、昨年3月、東京医科歯科大学の飯塚アドバイザー医学部の今年5年生になる学生さんでございますけれども、その方が浦谷におこしいだいて浦谷の復興に向けた取り組みの姿づくりをしてお手伝いしましょうということで、いろいろとみずから研究いたしましてつくっていただいたプランでございます。そういうプランでございますので、医療福祉センター長青沼センター長もこの健康まちづくりもあわせてということで生薬を活かした健康というものを目指そうじゃないかということであります。この健康については何度か挨拶等々にも申し上げておりますけれども、本人の健康はもとよりでありますけれども、家族、そして地域、そして大きく言えば産業も健康であってほしいというその姿の本当の手始めの昨年の取り組みであったというような思いでございます。これについてしっかりといろいろと具体的な事案に実現されるための努力をしていかなければならないというのが今の段階でございます。

この復興まちづくりマスタープラン、特に生薬を活かしたまちづくりの内容については角度を変えた状況で長崎議員さんのほうから質問ございました。特に6次産業化ということでございますけれども、ただいま大泉議員さんのほうは健康という視点を捉えた姿でございますので、それに沿った状況についてお話を申し上げたいというふうに思っております。

ことは長崎議員さんにお話ししましたように、3年のスパンの中での初年度でございまして、準備期ということで位置づけて対応しました。そこで、食の町民まつり、2月2日に開催されましたけれども、少しでもこの取り組みの具現という姿でささやかというわけではございませんでしたけれども、相当な数の姿、

数というか1個の数というんですか、それを商品として成果が出せたことはそれなりに前進ができたのか。甘草入りのパン、食べた方もおられると思いますけれども、甘い砂糖抜き甘草だけで甘くしたパンでございますけれども、そういうパンを試食していただきました。そういう姿で前進を図ろうじゃないかということで対応したところがございます。そういう面で、現在はこの型枠にとられない形で組織化をつくった次第でございます。1月25日からいろいろと会議を勉強会とあわせてやりまして任意の組織、生薬まちづくりの会を勉強会でやりまして、正式には来月、新年度4月早々に発足したいという状況で今進めているところでございます。

メンバーは若干少ないその姿でありますけれども、20人ほどのメンバーで、いずれの方々もこれまで講演会、あるいは講習会等々に参加していただいて、興味を持っている女性の方々がおほとんどであります。中には男性の方もいますけれども、そういう姿でもっと深く勉強しようじゃないかということでありますし、また、昨年秋、ちょうど暮れに近いような時期に東地区に北海道の古木益夫先生のほうから種、あるいは苗、あるいは株等々を持ち寄ってきていただきましてこれを植栽いたしました。この4月、あるいは5月の発芽が楽しみに今しているところでございます。いろいろな種類がございます。20種類以上の種、あるいは株、それから苗というものが植えてありますので、私もその現場に立ち会って楽しみだというような思いであります。そういう面で、今発足しようとしておりますので、この楽しみがこの4月から増すのかというような思いでございます。将来的にとりましてこの会が中心となって計画の企画、あるいは運営、あるいは研修等々を踏まえましてより充実した姿、将来的にはNPOなどの法人化に発展することが私自身望ましい姿だというふうに考えております。

そして、平成25年度につきましてはこれまでの講師先生、古木先生、あるいは飯塚先生等々に加えまして東北大学薬学部の植物園に事務局がございまして日本薬用植物友の会の協力をいただきながら薬膳の研究、あるいは生薬を使った商品の開発等々を念頭に具体的に活動していく姿を計画いたしているところでございます。この会で研究した薬膳のレシピを改めて町民の皆様方にアピール、広くお知らせすることで町民の方々がさらに健康を含めた姿に認識を持っていただいて、理解していただくことを今狙いとして発足して進めたいところでございますので、足踏み状態ではないということをご理解いただきたいというふうに思っております。さらに、この栽培というものはその小さな面積だけではなく、将来的には耕作放棄地の解消等々、あるいは長崎議員さんにもお話ししましたが、大きな企業的な感覚の6次産業化ということではなく、しっかりとしたその背丈に合った姿の産業の基盤づくりに結びつけていったならば健康を含めた産業、ソリテ産業の創造ということにもつながっていくのかということ期待をいたしておりますので、議員の方々もより関心を持っていただいて、こういう機会がこれまでありました。研修会、あるいは講演会等々がありました。残念ながら関先生の講演会には100名弱の漢方講座等々には出席参加した方がおりますけれども、この勉強会、あるいはそういう研究会等々には意外とPR不足な点がございますので、さらにそれを今回の発芽を見て、あるいは種が芽を吹き育つ姿を皆さんに見せて我も我もというような任意の参加者がふえてくることを本当に期待しているという今の状況でございますので、ぜひ議員さん方にもご出席、参加していただいて現実の姿を百聞一見でなくても見ていただければありがたいということでございますので、よろしくお願いを申し上げまして答弁にさせていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） 14番。

○14番（大泉 治君） ちょっとだけかみ合わなかったという思いでございます。非常に立派なこういった冊子にまとめた実施計画まで含めたものが用意されております。残念ながら、本当に講演会等々も講習会等々も限られた毎回同じ人というような形の中で恐らくその方々が中心となって生薬まちづくりの会というものを結成されたのであろうというふうに思います。このマスタープランの中には非常に生薬だけでなく4本の柱を持った要するにマスタープランですから、これは第四次総合計画のこれをもって主体性を持ってやっていくというプランだというふうに私は考えておりましたので、今回こういった質問にさせていただいておりますが、この柱の相互関係と相乗効果というものを見ますと、まさに期待の持てるすばらしいプランになっております。そして、生薬まちづくりの会、それはそれでよいというふうに思いますが、基本理念にもうたわれているように、医療関係者と行政職員のみならず環境、教育、福祉、都市計画、住宅、産業など幅広い分野の関係者が連携することに努めるというふうに基本理念でうたわれております。

私が言っております先ほどお尋ねしました各種団体の組織というのは、生薬まちづくりの会など民間の組織であります栽培グループとかも含めて、行政区や自治会、JAでの協力できる実行組合、老人クラブ、そして幼稚園、小学校、中学校、高校、それに健康推進員などなどこれらを含めたその啓発を広域的に行える組織をつくった中でプランの理解を求めながら進めていったらよろしいのではないかとというご提案も含めた質問でございます。

そして、25年度の目標である家庭での普及や生薬での景観の整備、そして栽培、活用方法の実践開発、これをその組織の中でいつどこで何を誰がどのようにするのかということをお話し合いをしてもらって、住民みずから考えて実践する形に持っていくべきというふうに考えますが、いかがでしょうか。町が決めて住民にさせるというのは、これはいまだかつて成功事例はほとんどございません。一過性で終わるというふうに思われますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） ご指摘、ありがとうございます。確かに将来の姿がそういう段階を踏みながら対応してまいりたいということには変わりはありません。そういう面で、この生薬というもの、あるいは健康というもので対応しますと、なかなか限られた姿がございます。前に長崎議員さんにもお話ししましたように、今後の取り組み等々として復興まちづくりマスタープランの示された柱の対応、あるいは対象というものにつきましては本来は全町民が理解を示していただいて我も我もと来ていただけるのが一番のいい姿であろうということでございますけれども、何せごく限られた中での始まりでございますので、いきなり暗中模索の状態で大きく手広くやって果たして成果がいきなり上がるのかというような考えでありましたので、きちっと小さくてもきちっとまとめていただいて、そしてそれを段階的にJAさん、あるいは農業団体さん、あるいは商工業商人の方々、あるいは一般健康を志す人たち、あるいはそしてさっき話しましたように将来の産業の健康という広く大きく捉えた姿の中で広めていけるのが一番の理想な姿なのかというような考えでございます。

でありますので、まだ進めた段階でありますので、ただいまご質問されました内容等々については私自身も十分に認識し、そうあってほしいし、そうなるための努力をしなければならないというふうに私自身は理

解というか自覚をしております。でありますので、ぜひ議員さん方にもその辺の取り組み等々については十二分にご理解いただいて、ご指導のほどをお願い申し上げたいというふうに考えております。お願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 14番。

○14番（大泉 治君） 結局、私が言ったのはできる範囲で十分であるが、住民に理解をもらえるための啓発を兼ねた組織、事業展開については一気に大きくやりなさいと言っているわけではございません。そういった中で、先ほど申し上げたように、いつ、どこで、何を、誰が、どのようにしてやるのかということを経段的に、できなければできないでいい。しかしながら、このマスタープランそのものを集まっていた組織の中でしっかりと理解をまずしてもらおうというような形も同時に図れるのではないかと。その小さい組織の中でどうやってやろうか、あてがわれた予算の中でどうやってやろうかという、またことしはこれだけでいいんだということをやっているようではその20人からの広がりほとんどないと私は考えております。

町長がせつかくいろいろな挨拶の場面でそのお話をしても、何の事を言っているのか誰もわからないのではだめだというふうに思います。そして、常々これまた町長が言っている私も汗して頑張るから住民の方々も汗してもらいたいという言葉を上上げております。住民みずから考え実践する組織には組織とすることによって住民は考えて汗をすることになります。町長の言われている私も汗をかくからということでは厳しい財政の中ではあるけれども、町長が目指すべきまちづくりに向けてできる限りの予算をつけることだというふうに私は独自の予算をつけることだと思いますが、いかがでしょうか。

そしてまた、助成事業の助成金頼みでは助成金がなくなったときには目指すべきまちづくりもしぼんでしまうというようなことではだめだと思うが、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 方向性については先ほどお話しいたしました。ただ、財政状況等々についての姿というものについて、ちょっとお話し申し上げますけれども、最初の取り組みの段階で予算等々が丸っきりのない計画書だけの姿でありました。その計画書によりまして財団のほうからご支援をいただいた姿があります。そういった中で今回は事業を展開したということでもありますので、なくなったらそれで終わりかというような状況は確かに私自身も危ない状況がありますので、手広く最初からやるというような姿ではなく、結果が出せるような状況というものを確認をしたほうがかえっていいのかというような思いであります。でありますので、今回も正直この事業等々については補助金というか財団のほうからの補助金頼みをお願い申し上げたいというような姿であります。とにかく早くに確立をして自主独立でできるようなその姿づくりというのが大事な状況になるのかというような思いでございますので、そういう面ではこの組織をしっかりと運用運営できるような任意の姿にさせておくということから始めなければならないというふうに考えております。まだまだ足りないところはいっぱいあると思いますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 14番。

○14番（大泉 治君） さまざま、長く議員やっておりますいろいろなところがわかりますし、この復興まちづくりマスタープランをつくらないと、要するにインフラ整備の面、それから災害復旧の面の補助事業、助成事業いただくためにまずはつくらなければならなかったプランだということも十分に承知しておりながら、またそのふるさと財団からきっかけとしてこういったことが始まって、その予算の範囲内で行われてき

たということも十分わかっております。きっかけは何でもいいんです。考え方は私はすばらしいと言っておりますし、それを成就させるためにどうしたらいいのかということについて、私はそういう部分で先ほど言ったような形の組織をつくって住民全部で一緒にやれということではなく、例えば景観作物といいますか景観の種類のを町民の目に触れるところに作付けしたり、それから公共施設等々、これにもきちっとたわれておりますけれども、病院とかそういった公共施設に私の町は今こういうことに取りかかっておりますということを知らしめる必要があります、皆さんに関心を持ってもらうことも必要だというふうに思っております。

当然、まちづくりとかさまざまな面での産地づくりというのは簡単であればどこでもやっております。何をやろうかとしたときに、成功する秘訣というのは誰もやらないことをやる。それとも、もしくは一番難しいことをございますが、みんなあるんだけどあそここの町にはかなわないというぐらいの高品質の施策を行うかであります。せっかくすばらしいプランをつくったものですから、なおさら24年度においてはその環境整備というものは一定の程度進んでおりますし、あとは町長もしくはこちら、行政側が人をいかに動かすかだというふうに思いますし、それが成功の鍵であるというふうに私は思っております。ただ、残念なのは施政方針で新しいまちづくりのきっかけとしてという文言が掲載しておりますし、残念ながらマスタープランというのは私は目指すべき方向であって、決してきっかけではない。きっかけはもっと先というかもっと前の段階であろうというふうに私は思っておりますので、その辺のところをきっかけでなくこれを本気で取り組むんだというような形をもう少し見せていただければというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（遠藤釈雄君） 副町長。

○副町長（菅原孝治君） 最後のほうの話は町長から最後にご答弁させていただきますが、実は今議員さんおっしゃるように、これから各種団体の仮称推進連絡協議会というふうな話もございましたが、私のほうもそれを目指したいと思っているわけです。そのはしりとして生薬まちづくりの会というのを発足させまして、その中にJAさんも入っておりますし、いろいろな中でそういう団体の方をこれからふやしていきたい。そして、そういうふうな最終的にはこういう形で組織化したいというふうに思っています。ただ、それを最初事務局はどうしても役場で持たざるを得ないものですから、役場の組織の中で私がプロジェクトの委員長をやっておりますプロジェクトチームというのをつくってございまして、各課横断的に各班長を全部集めましていろいろな課ありますけれども、大体ほとんどの課が集まってその中である程度去年は検討して事業実施に移してきたということでございます。これを具体的には25年度からは民間のそういう団体を組織してその中で事務局はある程度やりますけれども、計画づくり、実施計画等実際実施することをその団体でやってもらいたい。そしてその団体が段々と成長していった大きい組織になっていただければもっといろいろな団体が入ってくるわけですから、そうすると広がりが大きくなるということで、それを目指しているわけでございます。

そういうことで、いろいろと特にJAから力強いお言葉をいただいておりますので、非常に関心を持っているんです。ですから、最終的に将来的に6次化に結びつけたいという意向はありますけれども、具体的にそういった組織を持ちませんと、そして大きな組織とタイアップしませんとそこまでもっていきませんので、その前段階としてそういうふうな組織を立ち上げていきたいというふうに思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 目指すその方向性について同じでございますので、しっかりと裏づけとなる財政措置という姿を捻出しながら育てていきたいというふうに考えております。でありますので、ぜひこの件に対するいろいろな考え方等々もあろうかというふうに思います。立ち上がったばかりでございます。立ち上げるばかりでございますので、しっかりと育成させるためにはいろいろな皆さんからのご支援やご協力、そしてご指導等々がないとうまく育っていかないということが今の姿でございますので、よろしくご理解をいただいて、育てていっていただきますように私のほうからもあわせてご協力のほどをお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 14番。

○14番（大泉 治君） 副町長のほうから将来的なものと考え方、お伺いいたしました。私も当分の間は町の方針がきちっと定まるだけの動きができるまではこれは事務局は町で行うべきであろうというふうに思います。そのかわり、自然な発想のもとに住民の方々にかかわっていただくということが必要であろうというふうに思います。ぜひともこういったプランが実施され、全国でも有名なさまざまな分野での、町長も言っている健康な町であるということになることを期待して一般質問を終わらせていただきたいとします。

○議長（遠藤稔雄君） ご苦勞さまでした。

ここで、1時間の時間を延長しておきます。

休憩いたします。再開は3時35分といたします。

休憩 午後3時24分

再開 午後3時36分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。

◇

◎議発第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第2、議発第1号涌谷町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。大橋委員長、説明をお願いします。

○13番（大橋信夫君） それでは、議発第1号涌谷町議会委員会条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

涌谷町議会委員会条例の一部を改正する条例案の提出につきましては、地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定によるものでございます。

提出の理由といたしましては、地方自治法の改正により所要の改正を行うものでございまして、説明を申

し上げます。涌谷町議会委員会条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の改正により所要の改正を行うものでありますが、従来委員会に関して常任委員会、議会運営委員会、特別委員会が条建てされていたものが、法第109条に統合されたことに伴い、委員会条例の改正を行うものであります。第5条につきましては法改正により条例にゆだねることになったため任期について規定するものです。第7条につきましては常任委員会の所属義務の取り扱いについて各議会にゆだねることによりこれまで同様、少なくとも1つの常任委員になる所属義務を規定するものでございます。提出者、涌谷町議会議員大橋信夫。賛成者、同加藤紀、賛成者、同鈴木英雅、賛成者、同久 勉、賛成者、同木村正義、賛成者、同大泉 治。涌谷町議会議長遠藤積雄殿。

詳細につきましては、お手元に配付いたしております議員提出議案新旧対照表の1ページをごらんください。以上です。

○議長（遠藤積雄君） これより提出者に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤積雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤積雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第1号涌谷町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤積雄君） 挙手全員であります。よって、議発第1号涌谷町議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎議発第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤積雄君） 日程第3、議発第2号涌谷町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。大橋委員長。

○13番（大橋信夫君） それでは、涌谷町議会会議規則の一部を改正する規則案の提出につきましてご説明申し上げます。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出いたすものでございますが、提出の理由につきましては地方自治法の改正により主要な改正を行うものでございます。

それでは、説明を申し上げます。涌谷町議会会議規則の一部を改正する規則につきましては、地方自治法の改正により主要な改正を行うものでありますが、本会議と委員会の差の解消のため、公聴会を開き意見を聞くことができることになったため、第14章として公聴会の規定を追加したものでございます。第109条から第114条になります。同じく、本会議と委員会の差の解消のため、参考人の出頭を求め意見を聞くことが

できることになったため、第15章として参考人の規定を追加したものでございます。第115条になります。詳細につきましては配付しております条例案新旧対照表ページ、3ページ、4ページをご参照いただきます。

涌谷町議会会議規則の一部を改正する諸規則の提出について説明申し上げましたとおり提出いたします。亭主者、涌谷町議会議員、大橋信夫。賛成者、同加藤 紀。賛成者、同鈴木英雅。賛成者、同久 勉。賛成者、同木村正義。賛成者、同大泉 治。涌谷町議会議長、遠藤稔雄殿。以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） これより提出者に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第2号涌谷町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。よって、議発第2号涌谷町議会会議規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時41分

再開 午後3時42分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

◇

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第4、同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 同意第1号の提案の理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員イサゴヒトシ氏は平成25年3月26日をもって任期満了となりますので、引き続きイサゴヒトシ氏を選任いたしたいので地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し直ちに採決をいたします。

これより同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。よって、同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。



◎同意第2号～同意第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第5、同意第2号情報公開個人情報保護審査委員会委員の選任についてから、日程第8、同意第5号情報公開個人情報保護審査委員会委員の選任についてはそれぞれ関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） ただいま一括上程されました同意第2号から第5号までの提案の理由を申し上げます。

涌谷町情報公開個人情報保護審査会委員の任期が平成25年3月31日をもって満了になりますので、クロダヨシカズ氏にかわり新たにカサシママサオ氏を選任いたし、ヤマキアキラ氏、ササキリョウショウ氏、ヒサミチヨシコ氏については引き続き選任いたしたいので、涌谷町情報公開個人情報保護審査会条例第3条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し直ちに採決いたします。

これより同意第2号情報公開個人情報保護審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。よって、同意第2号情報公開個人情報保護審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第3号情報公開個人情報保護審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。よって、同意第3号情報公開個人情報反故審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第4号情報公開個人情報保護審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。よって、同意第4号情報公開個人情報保護審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第5号情報公開個人情報保護審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。よって、同意第5号情報公開個人情報保護審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第9、議案第7号涌谷町自治体間交流の協定等に係る議決等に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第7号の提案の理由を申し上げます。

本案は、当町が他の自治体と友好交流、災害相互支援などの協定を締結いたそうとする際は、議決を求めまたは自治体以外の企業や団体などと同様の協定を締結した際には議会への報告を否定することで議会の関与による交流の進化を図るとともに、町民への政策形成過程の透明化を図ろうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それでは、議案書6ページをお開きいただきたいと思います。

議案第7号涌谷町自治体間交流の協定等に係る議決等に関する条例についてご説明申し上げます。

本案は従来町長の執行行為として議会の議決を経ずに締結していた友好協定等につきまして、ただいま町長の提案理由にありましたように、議会の議決や議会への報告を条例化することにより政策意思形成過程の透明化とより一層の相互友好、交流の進化を図ろうとするものでございます。

第1条は条例制定の目的で、ただいま説明いたしましたことを条文化したものでございます。第2条は議決すべき協定等ということで、自治体間の協定等については議決を要することを規定したものでございます。第3条は報告すべき協定等ということで、議会や学校法人等との協定について議会への報告を義務づけたものでございます。第4条は申し出ということで、議会からの意見の申し出について規定したものでござい

す。附則につきましては施行月日の規定で、交付の日から施行いたそうとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。13番。

○13番（大橋信夫君） この協定等に係る議決等に関する条例なんですが、伝え聞くところによりますと、いよいよ長年の懸案事項でありました国際交流が平成11年から小学生の訪問という形で始まりまして、リンセンメンと協定を結ぶということでございますが、その後の県及び団体等ということはこれも聞き及びますように涌谷町と十文字学園というふうに関き及んでおります。特に十文字学園を創始者でございます十文字家は涌谷町出身ということで伊達藩の家臣でもあったということで、涌谷町に非常に縁が深くしかも最高学府を設立したことでということ非常に時宜を得たものというふうに取り上げさせていただいております。それで、この協定の議決は協定書を結んだ後なのか先なのか。協定を結んでもいいですよという議決をするのか、協定しましたから認めてくださいというのか。どうなんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 協定の議決につきましては協定を締結してよろしいですかの議決をいただくこととなります。報告につきましては協定を締結いたしましたということで、ただいまご質問にありますように、3月21日11時から韓国プヨグンリンセンメンにおいてリンセンメンとの友好協定の締結を予定いたしております、この議案可決後につきましては協定についての議案を追加提案させていただきたいというふうに考えております。

それともう1点、ただいまのお話にありました十文字学園との相互交流協定につきましては4月26日、涌谷町におきまして協定の締結及び午後から十文字学園の学長の講演会を予定しておりますので、ご報告申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） そのほかにごございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号涌谷町自治体間交流の協定等に係る議決等に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。よって、議案第7号涌谷町自治体間交流の協定等に係る議決等に関する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第10、議案第8号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第8号の提案の理由を申し上げます。

本案は地域社会における共生の実現に向けて新たな傷害保険福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）が公布されましたことから、所要の改正をいたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） それでは、議案書7ページをお開きください。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例でございます。説明につきましては条例案の新旧対照表で行いますので、新旧対照表の1ページをお開きください。新旧対照表の1ページでございます。

まず第1条の改正内容につきましては、障害者自立支援法の題名、これが障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されたことに伴い、第10条の2第1項第2号中の法律名を新しい名前に置きかえたものでございます。また、この改正に伴いまして引用する条文にずれが生じたために同条第6項というものを同条第7項に繰り下げたものでございます。それからその下の第2条関係でございますが、1ページから2ページ。2ページをお開きください。平成26年4月から施行されるものでございますけれども、これについても引用する条文にずれが生じたために第5条第12項を第5条第11項に改めたものというふうになっております。それからその下、第3条関係ですけれども、第1条と同様に引用する法律の題名が変更になったことから改正したものとなっております。

それでは、議案書の7ページにお戻りください。附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は平成26年4月1日から施行するとなっております。説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。失礼しました。採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。よって、議案第8号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害

補償等に関する条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第11、議案第9号涌谷町庁舎建設基金条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第9号の提案の理由を申し上げます。

本案は現役場庁舎が昭和35年に建設され築52年が経過し、将来建てかえが必要となりますことから、庁舎建設事業に備えるため地方自治法第241条第1項の規定に基づき条例を制定いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それでは、議案書8ページをお開きいただきたいと思います。

議案第9号涌谷町庁舎建設基金条例についてご説明申し上げます。

本案は、ただいま町長の提案理由にありましたように、築後52年を経過した役場本庁舎につきまして太陽光発電を設置するため耐震診断を実施したところ、耐震補強を施すことによって以後20年程度は使用に耐え得るだろうという耐震診断実施業者からの意見があったところでございます。しかし、逆に20年のうちには本庁舎建設の必要が生じるであろうということから、それに備え基金を造成し世代間負担の均衡を図ろうとするものでございます。

第1条は基金の設置についての規定で、涌谷町庁舎建設という特定の目的で造成される基金であることを規定したものでございます。第2条は積み立てについての規定で、毎年度の積み立て額は固定せず年度ごとの財政状況を勘案し予算の範囲内で積み立てようとするものでございます。第3条は基金の管理についての規定でございます。第4条は運用益金の処理についての規定で、運用益金は全額を基金に積み立てることを規定するものでございます。第5条は繰りかえ運用についての規定で、歳計現金との繰りかえ運用を可能にしようとするものでございます。第6条は処分についての規定で、処分については第1条に規定する事業のみとするものでございます。第7条は必要な場合の規則委任についての規定でございます。附則は施行月日の規定で、交付の日から施行いたそうとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。11番。

○11番（長崎達雄君） あと20年ぐらい大丈夫だとしますと、20年後2030年代ですか、涌谷町の人口が1万3,000人台になって推計値が出ているようなんですけれども、建物の大きさ、そのときの今1万7,400ですか。そうすると4,000人ぐらい減る分だから大きさも当然小さくなると思うんですけれども、どれぐらいの積み立て基金を予想しているんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） これは庁舎建設計画という具体の計画を立てておりませんので、漠然としたイメージでございますが、現本庁舎が約1,500平方メートルございます。それで、役場本庁舎の裏に建設庁舎を建ててあったりすることもありますから、町民ホールのようなもの、今税務申告を行っておりますが、その町民ホールのようなものの中に併設するとすれば、約今の本庁舎の倍程度の広さは必要になるのではないかとこのように考えております。ただ、これも今お話しするように具体の建設計画はまだ策定しておりませんし、人口1万3,000人になったとき、あるいは20年後の職員数の状況というのもまだ試算もしておりませんので、漠然としたイメージで3,000平方メートルだとすると近々では県内では大和町の庁舎が大体50億円という話を聞いておりますので、おそらくは30億円程度かということでその約3分の1程度の現金を所有していれば庁舎建設が可能ではないかというふうに考えております。

庁舎を建設する場合、自己資金である部分のほかについては当然起債を起さないと建設はできないかと思いますが、一般単独事業債ということで交付税措置も何もない起債になりますので、充当率は75%までは充当はできるかと思うんですが、目いっぱい借ると後年度の負担がまた大きくなるものですから、できるだけ手持ちの現金で建設する、今説明いたしましたように世代間負担の均衡を図るためにもなるべく手持ちの金を一般財源部分を多くして建設するのが将来的には楽になるのではないかとこのように考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 次、9番。

○9番（鈴木英雅君） 何か課長の説明わかったような感じすればいいところだとは思いますが、前者の質問にも関連してきますけれども、20年後の推計もしていない。そして、この基金積み立てることそのものが総合計画の中にもたしか乗っていなかったのではないかと。そのような気がします。そういうのに対して20年後を思って基金積み立てするのいかなものかというまず思いが一番最初にしてきました。この基金5,000万円ですね、たしか。5,000万円という基金、自由に使えるお金ですよ。この自由に使えるお金を今今回のこの議会で大変10人の議員さん方から一般質問出ましたけれども、今近々にしなければならない要望めいた質問が結構ございました。できればそういうのに生かしたお金は生かしていただきたいということと、あと果たして今回この3月議会24年度最後の補正になると思うんですが、この最後の補正で積み立てて果たしてどういうものなのか。本来そういう思いで基金を積み立てるとなれば当初できちっとセットしておくのが一つの考えなのかという思いあるんですが、そこら辺のところどういう考えなのかちょっと聞かせいただければと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それでは、お答え申し上げます。

まず第1点の総合計画との整合性はいかがかという話でございますが、総合計画は大体10年スパンで、現在第4次総合計画の後期計画ということになっておりますので、総合計画に20年後の計画というのは計上されないところがございますが、今総合計画については設置の策定の義務化は外されたところなんです、もし総合計画に載せるとすれば次期総合計画にもちょっと載るかどうかという、10年スパンで考えればというところかと思っております。

それから、そういった思いで積み立てる基金であれば当初予算としてしっかり計上してというお話もござ

いました。確かに財政担当といたしましてもできれば早期予算主義ということもございますので、当初予算できっちりとした形で計上したいという思いはあるところなんです、一つは当初予算編成でご承知いただきたいのが、まず財源の見込みを立てるときに、例えば地方交付税にしても常任委員会等でもご説明いたしましたように、国全体交付税総額がマイナスになるような状況の中で、まず交付税について過大な見積もりが立てられないということがございます。そういうこともありまして、先日の施政方針でも町長から申し上げましたように、当初予算を編成するのに財政調整基金と減債基金で3億1,800万円繰り入れを見ながら編成するような状況でございます。そのときに、仮に25年度の積み立て額5,000万円として、その5,000万円を計上すればその繰り入れの額が3億1,800万円が3億6,800万円になるということでございます。

それで、今申し上げましたように、交付税については恐らく、これは国全体の交付税総額が減っていますので確実にそうなるとは思いませんが、まず年度末になれば幾らか契約差金等も生じますので財源が見込めるのではないかとということで年度末の積み立て、特に24年度については年度末の積み立てと申しますが、特に操作をしなくても大体毎年度6,000万円程度の繰り越しは出ていますので、それを考えても大体5,000万円程度で、今の財政状況であれば5,000万円程度の年度末には積み立てはできるかと。それは年度中途ではなかなか、年度当初であるとか年度中途では予算化はなかなか難しいという部分がございますので、そういった形で処理をしようというふうにご考えているところでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（鈴木英雅君） 課長、何かわかったようでわからないんですけども、単純に平成24年度の最終補正で5,000万円積み立てしたということで、結果的に失礼な話、グズ的な考えを持って見ますと余ったからだろうというような単純な考えなってくるのかという思いもあるんです。課長の説明まるっきりわからないわけではないんですけども、そういう何とか考え、私もそう思ったものですから何人かに確認してみました。ところがそういう考えを持っている方が私ならずいるということで何となく自分なりに安心はしたんですけども、何かもっと納得いくような積み立ての仕方、さっき言わせてもらったんですけども、20年後の人口推計とかあと職員の状況とか町民そのものに納得できるような説明というのが絶対必要ではないか。データのものをそろえて説明してもらおうのいいのかという思いあるんですけども、そこら辺のところもう1回説明納得いくような説明をお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 最初の説明のときに申しましたように、耐震診断を実施した結果20年程度という話なので、要は20年以内には建てかえの必要が生じるということ、それから先ほどお話ししましたように、事業の性格から100%例えば起債を打てるのだったらその負担を全額後年度に先送りできるんですが、要は充当率の関係もありまして、要するに手持ち資金、資金計画がはっきりしていないと一般単独事業債すら打てないような庁舎建設ということになりますので、世代間の負担の均衡を図るためにも財政状況の許すときに少しずつ積み立てをしておかないと、例えば壁が落下して使えない状況ですといったときに、まさか役場本庁舎全体をプレハブにするわけにもいきませんので、そういった資金が必要になるということで、これは決して庁舎建設基金を持っているのは涌谷町だけではございません。県内では塩竈、気仙沼、村田、亘理、富谷、加美、南三陸ということで7市町で庁舎建設基金を保有し、備えているという状況もあり

ますので、ぜひ後年度に「しまった」ということになる前にこういう準備をしておく必要があるかと思
います。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（鈴木英雅君） 繰り返しになりますので余り余計なことは言いたくはないんですけども、ただ説明
を受けてもどうしても納得いかないんです。先ほどから話させてもらっていますけれども、もっと生きた
お金にかえていったほうがいいのかないかなという思い、そして20年後ですよ。20年後、その20年以内に今のテ
レビとか新聞等とかいろいろな政治的な話するときに道州制なんていう話も今そちこちで出ているような状
況の中で、果たしてその20年、まず20年以内にそういうことから考えてもどのようになるかわからないよう
なご時勢でこの辺の要するにきちっとした例えば財政的にきちっとして私たちがお願いしてもはいわかりま
したと要望聞いていただけるような財政状況だったらいいんですけども、そういうお願いしても財政的に
と首かしげる、られるような状況でそういう余裕あるのかないのかちょっとその辺のところも心配なもので
すからあえて質問させていただいたんですけども、まず一応そういうような思いでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それで、道州制については一部でそういった意見もあるということ
です。それはまだ決まってもいない仮定の話での答弁はちょっと差し控えさせていただきたいと思
います。

それで、先ほども申しましたように、いざ建設が必要になったときに困ったということになる前に準備を
するというのも生きたお金なのではないかというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 準備をするということは別に悪いことではないんですけども、（「静粛にしてくださ
い」の声あり）果たして今がその準備をする時期なのかということも一つ考えていただきたいことと、それ
から先ほどその充当率75と言いましたけれども、それは建物の工夫で考えられることもできるのではないかと
思います。別な建物と合築するとかそれはまださっきから話聞いていれば漠然とした話ですので、その漠
然とした話何とも言いようのない話ですからそれはやめます。ただ、この後提案される補正で5,000万円
の積み立てを計上されているんですけども、そのことをこの条例を提案するに当たって内部で十分論議さ
れたかどうかを伺っておきます。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 将来の備えが必要で、今がその時期かというお話でございますが、
これは政策的な判断として今がその時期であるということで今回条例をお願いしたものでございます。

それから起債の充当率、合築すれば何とかという話がありますが、合築したとしても役場本庁舎分につい
ては一般単独事業になりますので、それは充当率75は変わらないところです。

あと、中で十分相談したかという点につきましては、理事者等と十分に相談をして今回の措置をいたすも
のでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 最初の答えで20年が今の時期ではないかと言うけれども、そういうことを政策として判
断したということですけども、それは誰が判断したのかということと、それから町長と相談して決めたと

ということなんですけれども、5,000万円の補正での積み立て、これ真水の5,000万円はひも付きでない金なんです。これを果たしてその各課で第一線でやっている課長等がここでもう少しお金あればとかそういったこととかもあると思いますので、課長会議等で十分論議とかされなかったんでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 通常の予算編成の場合は、特に課長会議で相談ということはございません。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） これは前からも思っていたことなんですけれども、前にも言ったことがあると思うんですが、その予算編成を各課から予算要求を上げてある一部の課だけでその論議されて政策決定されていくというのは私は余りいいことではないと思っています。それからもう一つ言わせてもらえば、この第4次涌谷町行政改革大綱つくるときにこれは副町長の説明でもいただいたんですけれども、職員から物すごいワーキンググループつくったりあとその調整会議や本部員会議で十分論議されて出てきているんです。今回のこの案件にしたって議案として出すということになれば重要な案件だと思います。それをこういう論議も経ないで出てくるということに関してはかなり疑問が残りますが、そういうことで進めていいという判断なんですか。町長。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、お答え申し上げます。東日本大震災が発生する前から皆さんご案内のとおり役場庁舎がどんどん浮き上がるというとおかしいんですが、周りの地盤が沈んできていることは目に見えてわかっていると思います。これはいずれはそのような時期が必ず近いうちに来るだろうというような感覚は私自身持っておりました。この西庁舎と本庁舎では大分大きな落差もあります。そういった面で今回東日本大震災という大きな地震に見舞われて何とか本庁舎はああいう状態で残りましたけれども、幾らかでも傾きが出てきていることは間違いございません。それで、今回の本庁舎にこういう対策本部を設置する。設置する状況で太陽光の施設を屋上に立ち上げる、設置するというような状況であったときに、これは置けないというような姿でございました、診断の結果。

では、どのような診断を具体的にした後で耐震補強をすればいいのかということで今回耐震補強の姿もあらわされていたということでございます。そういう状況の施設を安心して20年ぐらいいつだろうといっても、果たしてそれがそのとおりもつのかどうなのかというのは我々にも不明なところがありますし、不安なところもあります。では、急にこういう施設が使えなくなりましたからどうしましょうかといったときに、果たしてその心構えが東日本大震災において当然認識されるその姿があったにもかかわらず、それを先延ばしにしようというような状況であったとしたならば、今我々が責任を持って町民の安心安全を確保するそういう姿から見たら余りにもお粗末だろうと。あのような大震災を受けてその危険な状態になりつつある姿がほったらかしで何も手をつけなくて何年後に同じような姿になったときに、何をしていたんだ、何を議論していたんだと言われる可能性というものは十二分にあるのではないかと。議会の皆さんだってそのとおりだと思っています、私は。

でありますので、少しずつでもいいからそれに向けた取り組みというものは今の我々になすべき責任では

ないか。それはいきなり10億円、あるいは5億円を積み立てるといような姿でありましたならばそれはそれなりにある程度の批判とかそういうものはあるでしょうけれども、いろいろな事業を行った差金、あるいは節減をした差金等々を集めて少しずつためていくといようなことであるならば、私はこの判断といものは間違っていないといふうに考えております。議員の皆さんの良識ある判断をお願い申し上げたいといふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。7番。

○7番（伊藤雅一君） 私も内部の資金計画、町全体の資金計画がなされておるものかなされておらないものか、その辺あたり私理解しないでちょっとお聞きするんですが、今いろいろな基金を積み立てされていますが、この基金の年間の年間平均運用利回り、恐らく1%ならないと思いますが、0.何%だと思います。それから一方には借入金という借金を抱えて2%から3%、中には4%近いものも恐らくあるだろうと思いますが、これはそこに到達と運用で大変な金利の差があります。これは町全体でその資金計画の中で上手に幾らでも町全体のためになるよな資金の運用方法、調達方法、こういったことを考えて私は必要があると思ふんですが、総合的な資金計画といよなものを持ってやって、今積み立てすることに私は反対するものではございませんが、そういった中でこういった計画もそういうものと照らし合わせながらそういう積み立ても考えていくと要するにできるだけとにかく無駄を省くといよな資金運用私は望みたいのですが、いかがですか。ご答弁をいただきたい。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 実際の運用については財政担当のほうでは行っておりませんが、先ほどもお話ししたよに、もし起債の額が非常に大きい金額になるといふうになった場合は、今伊藤議員さんおっしゃられたよに後年度の金利負担が相当大きくなるかと思ふます。現在、非常に低金利で推移しておりますが、そういった中でも国債等であるべく有利な形での運用といよなものに努めているところでございますが、いずれにしても、後年度の負担といよなことを考える、行政の継続性といよなことを考えていくのであれば当然そういった大事業があるときは手持ち資金が幾らかでも多いほうが後年度の負担が少なくなるといよなことでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 7番。

○7番（伊藤雅一君） もう一言だけ。きのう町長さんの施政方針演説の中に基金はできるだけ取り崩さないでとこいうふうにありました。何かもうそのままできれば触らないで温存しておきたいとこいうった思ふからかといよなふうに思ふましたが、私は一方に2%や3%で借り入れしている事業部門があるわけですから、私はそういった金もできれば利用して全体としてはとこいうよな資金力は持つといよなことで、とこいう総合的な資金運用、調達方法を私は全体の資金計画の中で考えていく必要があるのだとこいうふうには思ふって申し上げておるんですが、その辺はどうでしょう。とこいうた指導は上のほうからないものですか。とこいうた考え方は。お聞きします。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 先ほどもお話ししましたよに、まず基金類については今現金といよなか預金だけではなく証券類、国債等での運用も認められておりますことから、幾らかでも有利な形での運

用ということに努めております。

それから金利状況、今非常に低い状況でございますが、じわっと上がりつつある状況ということもありますので、できるだけ起債を減らしてでき得る限り基金を温存しておきたいというのが財政担当者としての考え方でございます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。4番、賛成ですか、反対ですか。（「反対です」の声あり。

そのほかにごございませんか。8番。（「賛成です」の声あり）

では、4番。先にお願ひします。

○4番（久 勉君） 20年、約20年後にその10億円にして建設資金にするということですが、その先ほど質問の中の答えの中でその私はその政策決定プロセスにそのどうしても疑問があります。総合計画にも乗っていないといえばその総合計画は10年後の計画だから載っていない。ただ、役場内で十分論議されたかという決してそうでないということに対して物すごく疑問を感じます。この後の補正予算で5,000万円計上していますが、現在町が置かれているそのさまざまな喫緊の課題の中でその金を有効に使うことを考えるべきであると思います。先ほど11番議員さんもおっしゃっていましたが、では20年後の涌谷はどうなっているのかということを見ればその人口推計先ほどおっしゃっていましたが、七十七銀行の調査では2025年、これは12年後ですが、涌谷町の人口は1万3,552人と推計しています。また、国立社会保障人口問題研究所では2030年、17年後ですか。1万3,143人、2030年の22年後では1万2,046人と推計されます。そんな中で3,000平方メートルの建物を考えるというのはどういうことなんでしょうか。漠然としているということですからそれは何とも言いようがございません。例えばそのときのその小中学校の生徒数を見ますと大体1学年100人程度。もしそのさつききょうの一般質問でもしたんですけれども、その小中学校の施設のことを考えればその1学年100人程度ということになればもう小学校1校、中学校1校ということも考えられる。そのためにその積み立てるといふのでしたら町民も納得していかないのかと思います。町長はその今回の大地震に遭って庁舎がその傷んでいる。それを何も手をつけなくてよいのかというお話でしたが、どうでしょうか、果たしてその八雲児童館、先ほども一般質問に言いましたが、老朽化狭くて教育長の答弁の中に子供の環境に応じた子供の境遇に環境に応じたその教育環境の整備ということも言われています。あの子供たちがのびのびと過ごせる環境とは言えない八雲児童館。これはその10年もほっておくことなのか。そういうことではないこのお金の使い方を考えていただきたい。町長の答弁の中に批判とか良識ある判断をお願いしますと言われましたけれども、決して批判ではないわけですからこれは意見なのですから意見として聞いていただきたい。それから良識ある判断ということも町長の口から言われるのはでは反対のすれば良識のない判断ということになるのでしょうか。そういう言葉は議場の中では私は不適切であると思います。それからですから最後に申し上げますけれども、町民の生活の向上に結びついたり、あるいは将来の町の姿をきちんと見据えた施策に使うべきと使うべきであると判断し、反対するものであります。

○議長（遠藤稔雄君） 次、8番。

○8番（門田善則君） 私から見ればこの問題につきまして将来を見据えた孫子の代のことを考えた政策だというふうな観点から賛成討論をさせていただきます。

まずもって、一昨年の東日本大震災を皆さんは教訓にしていると思いますが、あの問題について、町の当局は耐震診断、職員の安心安全を守るためにもこの庁舎が果たしているのかどうか。そういったことで耐震診断をされた。そういった観点から実はこういった診断になりましたとそういうことがありました。そういったことで、執行部側としてはそれではいかん、将来を見据えてこの建てかえも考えなければならない。だったら、孫子の代に急にそれを提案するのではなく、今のうちからそれを準備をして将来に負担をかけないようにするのが当然であろう。それは恐らくそういう時代に執行している方も、20年前に戻ればなぜあのとき耐震診断をしたのに、そういう指摘を受けたのに、そういう貯金もないのかというような話をする方ももしや20年後にはいるかというふうに感じられます。

そういった観点から、職員の安心安全を守るためにも、ましてや将来の孫子のためにそういった負担をかけないために、今のうちから準備をしていくということは、これは最低限我々この自治体としてかかわるものにとっては当然のことであろうとそういうふう考えるものですから、そういう観点から私は賛成をしたい、賛辞を送りたいというふうに思っております。

以上、賛成討論にかえさせていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第9号涌谷町庁舎建設基金条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 賛成多数でございます。賛成8人、賛成多数でございます。よって、議案第9号涌谷町庁舎建設基金条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第12、議案第10号涌谷町健康と福祉の丘設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第10号の提案の理由を申し上げます。

本案は、設置及び運営委員会の見出しの条文の中に介護を加え、保健、医療、介護、福祉の4項目にいたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） それでは、議案第10号につきましてご説明申し上げます。

す。10ページでございます。

涌谷町健康と福祉の丘設置条例の一部を改正する条例でございます。本条文は63年に設置されまして、当時は保健、医療、福祉の一体的な取り組みというところで始まりました。その間、平成12年4月に介護保険法が制定され、また国保直診の運営の基本理念といたしまして地域包括医療ケアの推進ということで保健、医療、介護、福祉と生活の連携とされているところでございます。

資料3ページのほう、新旧対照表で説明をさせていただきたいと思います。設置第2条、その条文に改めて介護という条文を追加いたすものでございます。第3条、運営委員会のところにも介護というふうな項目を追加させていただくものでございます。

議案10ページでございます。附則、この条例は交付の日から施行するものでございます。

以上、終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号涌谷町健康と福祉の丘設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。よって、議案第10号涌谷町健康と福祉の丘設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第13、議案第11号涌谷町心身障害者医療の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第11号の提案の理由を申し上げます。

本案は涌谷町心身障害者医療費助成受給者および養護者の高齢化に伴い受給者証更新時の手続及び事務の簡素化を図るために改正いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 健康福祉課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼健康福祉課長（佐々木敏雄君） 議案書の11ページをお開きください。

議案第11号涌谷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。新旧対照表4ページ、お開きいただきたいと思います。

そこに改正前の助成の決定及び交付の下線分を削除いたしまして、改正後の5条の下線部分を挿入することによってこの医療費の今までの条例ですと申請主義になっておりましたが、これは交付するだけで助成が受けられるというものでございます。この条例案は一職員の提案でもあって、行政改革の一環ではなかろうかと思っております。対象者は約460名がそのような恩恵を受けるということでございます。終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号涌谷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。よって、議案第11号涌谷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◇

◎延会について

○議長（遠藤釈雄君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決しました。

◇

◎延会の宣言

○議長（遠藤釈雄君） 本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後4時39分